

北九州港港湾施設 指定管理者

# 提 案 書

団体名： 北九州埠頭株式会社

## 目 次

1－（１） 施設の管理運営（指定管理業務）に対する理念、基本方針	
ア 施設を管理する上での理念、基本方針について	
(ア) 北九州港における当社の役割	・・・ 1
(イ) 港湾施設を管理する上での理念	・・・ 2
(ウ) 港湾施設を管理する上での基本方針	・・・ 2
1－（２） 安定的な人的基礎や財政基盤	
ア 管理運営を行っていくための人的基礎、財政基盤について	
(ア) 人的基礎	・・・ 3
(イ) 財政基盤	・・・ 4
1－（３） 実績や経験など	
ア 同様、類似の業務の実績について	
(ア) 北九州市港湾施設管理運営業務	・・・ 5
(イ) 北九州市港湾施設性能維持外業務	・・・ 6
(ウ) 田野浦埠頭岸壁船舶給水販売事業	・・・ 9
(エ) 新門司マリーナ施設運営事業	・・・ 9
(オ) 北九州リサイクルポート施設運営事業	・・・ 10
(カ) 田野浦特定埠頭運営事業	・・・ 10
イ 施設の管理運営に関する専門知識や資格などについて	・・・ 11
2－（１） 施設の設置目的の達成に向けた取組み	
ア 施設の管理運営方針（事業計画）について	
(ア) 埠頭別運営方針	・・・ 12
(イ) 指定管理業務計画概要	・・・ 15
イ 施設の利用者の増加や利便性を高めるための取組みについて	
(ア) 港湾施設の利用者とは	・・・ 19
(イ) 有料港湾施設の施設別利用状況	・・・ 20
(ウ) 有料港湾施設に対する取組み	・・・ 20
(エ) 無料港湾施設に対する取組み	・・・ 21
ウ 施設間の有機的な連携を図るための取組みについて	
(ア) 指定管理対象施設間の連携	・・・ 22
(イ) 指定管理対象施設と対象外施設との連携	・・・ 22
2－（２） 利用者の満足度向上	
ア 利用者の満足が得られるための取組み	
(ア) 利用者の要望事項の把握	・・・ 24
(イ) 老朽化した港湾施設の適切なメンテナンスの実施について	・・・ 24

(ウ) ガントリークレーンの高規格化について	．．．	25
(エ) 港湾道路上に駐車しているトラクターヘッド・シャーシの 排除等の安全対策の実施	．．．	26
(オ) 窓口対応向上策の実施について	．．．	26
イ 利用者の意見を把握し、それを反映するための仕組み		
(ア) アンケート調査の実施	．．．	26
(イ) 現場巡視の際の情報収集	．．．	27
ウ 利用者からの苦情に対する対策について		
(ア) これまでの主な苦情・要望	．．．	27
(イ) 今後の苦情・要望対策	．．．	27
エ 利用者への情報提供を図るための取組み	．．．	28
オ その他サービスの質を維持・向上するための具体的な提案		
(ア) 門司港レトロ周辺施設の美化活動	．．．	28
(イ) 新たに発生する業務のマニュアル化を推進	．．．	28
2－(3) 指定管理料		
ア 指定管理業務に係る費用について	．．．	29
2－(4) 収支計画の妥当性及び実現可能性		
ア 施設の管理運営に係る収支計画の内容について	．．．	30
イ 経費配分の妥当性について	．．．	30
ウ 積算根拠の明確性について	．．．	31
エ 指定管理業務の適切な再委託について		
(ア) 再委託理由	．．．	31
(イ) 再委託の際の基本的な考え方	．．．	31
(ウ) 再委託業務	．．．	32
2－(5) 管理運営体制など		
ア 施設の管理責任者、管理体制について	．．．	33
イ 施設の管理運営にあたる人員の配置について		
(ア) 人員配置	．．．	33
(イ) 担当業務	．．．	34
(ウ) 勤務体制	．．．	35
ウ 施設の管理運営にあたる人員の資格、経験について		
(ア) 本社	．．．	35
(イ) クレーン管理事務所	．．．	36
(ウ) 港湾施設管理事務所	．．．	36
エ 職員の資質・能力向上を図る取組みについて		
(ア) 職員研修	．．．	37
(イ) 資格取得支援	．．．	39

オ	海事・港湾関係団体等との連携や協働について		
	(ア) 太刀浦コンテナターミナルの現場における連携の強化	・・・	40
	(イ) 北九州港BCPにおける関係団体との連携	・・・	40
	(ウ) 振興活動における協働	・・・	40
	(エ) 新門司マリーナにおける海事関係者との連携	・・・	40
	(オ) 美化活動団体との連携	・・・	40
2-	(6) 平等利用、安全対策、危機管理体制など		
	ア 施設の利用者の個人情報保護のための対策について		
	(ア) 施設利用者の個人情報にはどのようなものがあるのか	・・・	41
	(イ) 当社の個人情報保護方針	・・・	41
	イ 利用者が平等に利用できるような配慮について		
	(ア) 港湾施設の管理運営に係る法令等基本的な事項の職員研修	・・・	42
	(イ) 施設利用に係るルール化の促進	・・・	42
	ウ 日常の事故防止などの安全対策や事故発生時の対応などについて		
	(ア) 社員の事故防止及び安全対策	・・・	43
	(イ) 港湾施設の事故防止対策	・・・	44
	(ウ) 港湾施設の事故発生時の対応	・・・	44
	(エ) 電気・機械設備の事故・災害対応	・・・	44
	エ 防犯、防災対策や非常災害時の危機管理体制などについて		
	(ア) 日常の防犯・防災対策	・・・	45
	(イ) 当社の危機管理計画	・・・	46
	(ウ) 北九州港BCPとの連携	・・・	48
	(エ) 緊急連絡体制表	・・・	50
3-	(1) 収支計画及び人員配置計画		
	(ア) 北九州港港湾施設に関する収支計画書	・・・	51
	(イ) 支出項目内訳(平成30年度)	・・・	52
	(ウ) 人員配置計画表	・・・	54

## 1 - (1) 施設の管理運営（指定管理業務）に対する理念、基本方針

### ア 施設を管理する上での理念、基本方針について

#### (ア) 北九州港における当社の役割

北九州港は、古くは朝鮮、中国との交易におけるわが国の西の門戸として、また、近代は日本の工業化を支える港としての役割を果たした歴史ある国際貿易港です。

現在では、特にアジアに近いという地理的特性から、日々発展するアジア諸国と日本を結ぶ重要な港として機能しています。

また、国内物流の拠点港としても、北九州市内だけでなく九州・山口地域の人々の生活や産業、経済を支える大切な役割を担っており、今日では太刀浦コンテナターミナルを中心に西日本の国際物流拠点としての役割を果たしています。

この港湾機能を今後とも維持発展させていくためには、その機能を支える港湾施設の適切な管理運営が、これまで以上に極めて重要な業務になってくるものと考えています。

当社は、北九州市が51.2%を出資する第3セクターとして、半世紀にわたり北九州港の発展に寄与して来ました。

昭和32年10月の設立当初は、門司区田野浦埠頭におけるセメント関連施設の運営が主業務でしたが、その後、社会経済情勢の変化に対応し、昭和55年からは田野浦埠頭における公共港湾施設の管理運営業務、昭和60年からは田野浦・太刀浦コンテナターミナルの受電設備やガントリークレーン等の維持管理業務を受託しています。また、平成10年からは港湾空港局の各現場事務所に当社の職員が常駐して、港湾施設の使用許可や巡回業務など市職員の補助業務を受託して今日に至っています。更に、市からの要請を受けて、新門司マリーナや田野浦特定埠頭、リサイクルポートの経営なども行っています。

平成23年5月に策定された「北九州港長期構想」では、「ものづくりを支え、まちを元気にする」、「人と地球にやさしく、世界の環境首都を支える」という二つの理念の下で、「ものづくり産業を支える物流基盤としての港」、「災害に強く、いつも安全で、市民生活や企業活動を支える港」、「環境都市（環境モデル都市）にふさわしい港」、「多くの人憩い、賑わう港」という四つの将来像が示されていますが、当社は、この将来像を実現していく上でも、様々な場面で深く関わっています。

当社は、これまで培ってきた港湾施設管理運営業務の経験やノウハウを活かしながら、一層の事務改善や技術力の向上に努め、北九州市港湾空港局とともに北九州港の発展に貢献したいと考えています。

## 1－（１） 施設の管理運営（指定管理業務）に対する理念、基本方針

### （イ） 港湾施設を管理する上での理念

北九州港における当社の役割を踏まえ、次のとおり港湾施設の管理運営に対する理念を定めます。

#### 《 理 念 》

北九州市の港湾行政を支え、  
北九州港を使いやすく信頼性の高い港にする

### （ウ） 港湾施設を管理する上での基本方針

当社は、上記理念に基づき本市港湾行政の一翼を担う意気込みで取り組んで参りたいと考えております。

具体的には、法令の遵守や利用者サービスの向上、経費節減や人材育成、安全安心体制の構築など幅広い取り組みが必要になると認識しています。

そこで、港湾施設の管理運営を行うにあたって、下記の基本方針を定めます。

#### 《 基本方針 》

- 1 これまで培った経験やノウハウ・高い技術力を業務に活かすことにより、経費の節減に努めるとともに、利用者の立場に立った安全・確実・迅速なサービスを提供します。
- 2 各埠頭の現状、多種多様な港湾施設の設置目的や特徴及び利用実態などを踏まえて、施設の有効活用に努めます。
- 3 人材の育成を強化するとともに、施設利用に係るマニュアル化を推進することで、効率的で質の高い管理運営と施設の平等利用に努めます。
- 4 日常の事故防止に向けて、安全対策を徹底します。
- 5 電気機械設備の予防保全や災害時の復旧対策等を充実することにより港湾物流の定時性を確保できる安全安心な港づくりを目指します。
- 6 関係諸法令を遵守するとともに、高い倫理観を持った職員を育てることで、個人情報の適正な管理など、コンプライアンスの徹底に努めます。

## 1-(2) 安定的な人的基盤や財政基盤

### ア 管理運営を行っていくための人的基盤、財政基盤について

#### (ア) 人的基盤

##### a 当社の人員構成（平成29年7月1日現在）

役職	職種	人員	年数(※)	特記事項
代表取締役社長	技術職	1	35	市OB（港湾空港局長）
事業統括部長	技術職	1	28	元クレーン管理事務所責任者
企画部長	事務職	1	23	市OB（港湾事務所長）
事業統括部課長	技術職	1	27	元クレーン管理事務所責任者
業務グループ係長	技術職	1	26	元クレーン管理事務所責任者
業務グループ主任	技術職	1	25	元クレーン管理事務所主任
庶務・経理グループ主任	事務職	1	18	
庶務経理グループ職員	事務職	1	4	
クレーン管理事務所係長	技術職	1	24	
クレーン管理事務所主任	技術職	2	19・24	
クレーン管理事務所職員	技術職	8	10～26	
クレーン管理事務所参与	技術職	2	44・49	電気主任技術者
クレーン管理事務所職員	事務職	1	13	
門司事務所主任	事務職	1	3	
門司事務所職員	事務職	4	1～2・43	1名は港湾運送事業経験者
太刀浦事務所主任	事務職	1	4	
太刀浦事務所職員	事務職	4	0～2・31	1名は港湾運送事業経験者
小倉事務所主任	事務職	1	3	
小倉事務所職員	事務職	3	0～6	
洞海事務所主任	事務職	1	4	
洞海事務所職員	事務職	4	0～5	
合計		41		

※ 年数は港湾業務の経験年数を記載しています。

##### b 当社の人的特徴

昭和60年4月に、太刀浦・田野浦コンテナターミナルのガントリークレーンや受電設備の維持管理業務を受託して32年が経過しました。

そのため、クレーン毎の微妙な違いについても熟知したベテラン技術員が揃っており、故障の復旧に際しても、メーカーに依存せず直接対応が可能な技術力を有した人的基盤により、極めて短時間での復旧を実現しています。

しかも、正社員15名全員がガントリークレーンの運転免許を有しており、工事や強風時のクレーン移動の際も外注する必要がなく、経費を抑えることができます。

1 - (2) 安定的な人的基盤や財政基盤

(イ) 財政基盤

a 平成28年度決算の繰越利益剰余金

当社は、北九州市が出資する第3セクターとして毎年安定した経営実績を残しており、平成29年3月末の決算期においては、3億円を超える繰越利益剰余金を有しています。

b 平成28年度決算の貸借対照表

(単位：千円)

流動資産	364,331	流動負債	56,927
		固定負債	72,784
		純資産	335,527
		(うち繰越利益剰余金)	323,427
固定資産	100,907		
資産合計	465,238	負債・純資産合計	465,238

c 自己資本比率（純資産÷総資産）

$$(335,527 \div 465,238) \times 100 = 72.12\%$$

当社の自己資本比率は非常に高く、健全な財産基盤を有していることから、会社の経営は安定しています。

d 流動比率（流動資産÷流動負債）

$$(364,331 \div 56,927) \times 100 = 640.00\%$$

当社の流動比率は極めて高く、資金繰りは安定しています。



## 1 - (3) 実績や経験など

### ア 同様、類似の業務の実績について

#### (ア) 北九州市港湾施設管理運営業務（昭和55年～）

港湾施設の管理運営に係る、港湾管理者の補助業務を北九州市から受託しています。

具体的には、港湾空港局港営課業務第一係（門司）、業務第二係（太刀浦）、業務第三係（小倉）、業務第四係（洞海）の各事務所内に、当社の職員が常駐し、市の職員と一体となって北九州港の公共港湾施設全般の管理運営業務を行っています。

#### < 主な業務内容 >

- ① 施設使用申請書等の受付及び使用許可に関する業務
- ② 使用料の算定・調定、納入通知書の発送に関する業務
- ③ 未許可係留船舶からの使用料現金徴収に関する業務
- ④ 港湾施設等の巡回及び利用者への指導補助業務
- ⑤ 不法投棄、油流出事故、海没車両等の処理補助業務
- ⑥ 施設利用者等からの要望・苦情に関する補助業務

なお、当業務は、当初は田野浦埠頭の港湾施設のみが対象でしたが、平成10年から北九州港全域の港湾施設を対象としています。

#### 【港湾情報システム端末入力業務】



##### （港湾情報システム端末入力業務）

港湾施設利用者からの申請等に基づき港湾情報システムに利用状況等の情報入力を行っています。  
また、納付書の発行等も同時に行います。

#### 【係船料現金徴収業務】



##### （係船料現金徴収業務）

市から巡回指導員兼現金徴収員証明書の交付を受けた職員が、未許可係留船舶に対して申請書の提出や使用料の現金徴収を行っています。

1 - (3) 実績や経験など

(イ) 北九州市港湾施設性能維持外業務（昭和60年）

太刀浦コンテナターミナルのガントリークレーン7基を始めとした港湾施設の電気・機械設備の保守点検及び維持管理業務を北九州市から受託しています。

この業務は、昭和60年4月の田野浦・太刀浦クレーン及び受電所維持管理業務の受託から始まり、港湾施設内に新たな電気・機械設備が増える度に増加して現在に至っています。

活動の拠点は、太刀浦コンテナターミナル内のクレーン管理事務所で、365日24時間体制で維持管理業務を行っています。

<対象施設>

区分	設備概要
太刀浦コンテナターミナル	ガントリークレーン7基
	受電所2カ所
	ヤード照明塔15基
	冷凍コンセント盤52面（400V191口、200V36口）
太刀浦6号上屋	垂直搬送機7台、ドッグレベラー28台、テーブルリフター3台
	ロープ式エレベータ2基
	受電所1カ所、ヤード照明7灯
トンネル（太刀浦白野江道路）	ジェットファン一式、環境測定装置一式、照明設備202灯
	受電所1カ所
田野浦RORO	受電所1カ所
新門司フェリーターミナル	可動橋4基（油圧装置、橋体、電気設備等）
	受電所3カ所、街路灯29カ所
新門司マリーナ	クレーン式揚降施設1基、レールランプ式揚降施設1基
	浮棧橋4基
	受電所1カ所、屋外灯17灯、フットライト10灯、信号灯1灯
跳ね橋	可動橋1基（油圧装置、橋体、電気設備等）
	受電所1カ所、フットライト70灯、アッパーライト4灯、桁下投光器2灯、信号灯2灯
SOLAS 関連	UPS5台、保安照明灯107灯
夜間入港設備	回転灯（赤）、回転灯（黄）、太陽電池式発光ダイオード199台

【参 考】 荷役機械等の維持管理について

＜日常点検＞

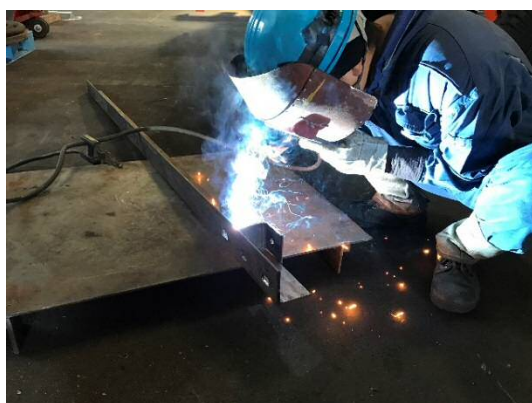
施設の機能を長期的に維持していくためには、日常点検が極めて重要なファクターとなります。

日常的に適切な維持管理ができていない場合、設備や機器等の性能劣化につながり、ランニングコストの増加や不具合発生による機能停止、事故による人的被害の発生等の可能性が高まります。

当社では、各機械の癖を知り尽くした技術員が、施設の劣化を正確に把握し、不具合箇所の早期発見と適切な補修により、長期間にわたり常に最高のコンディションで使用できるよう維持管理を行っています。

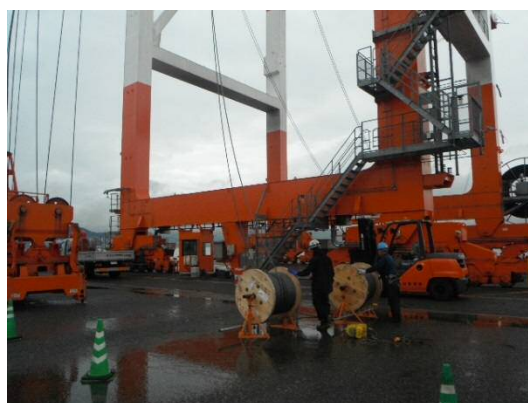
また、設備や機器に故障が発生した場合においても、即応が出来る体制と技術力を有しており、平成元年以降、ガントリークレーンの故障復旧については、原因調査、故障修理までを自社の職員のみで完結できる、メーカーに依存しない体制を確立しており、港湾機能の定時性確保に貢献しています。

【エレベーター扉フレーム製作作業】



(エレベーター扉フレーム製作作業)  
ガントリークレーンの昇降用エレベーターの扉のフレームの腐食により、取替が必要となっていたため新しいフレームの製作を行っているところです。  
製作後、フレームの取替を行いました。

【ワイヤーロープ取替作業】



(ワイヤーロープ取替作業)  
ガントリークレーンのワイヤーロープの定期取替を行っているところです。  
取替手順を誤ると重大災害につながる恐れがあるため、取替作業には十分な経験とノウハウが必要です。

## 1 - (3) 実績や経験など

### <定期自主検査>

一か月以内ごとに一回（月例点検）および一年以内ごとに一回（年次点検）、クレーン等安全規則等の法令で義務付けられた定期自主検査を行っています。

各種測定器を使用した信号測定等により、設備や機械等について長期視点での傾向管理を行い、重度故障を未然に防止するための予防保全等を行っています。

また、他港では通常メーカーが行う性能検査の項目についても、当社の技術員が直接実施することによりメーカー委託の場合に掛かる経費を削減しています。

性能点検における点検や検査項目の充実度については、クレーンの検査機関からも高く評価されているところです。

### 【撓み(たわみ)試験】



#### (撓み(たわみ)試験)

定格荷重を吊り上げた時と、何も吊っていない時のガントリークレーンのガーダの撓み量を測定し、規定値以下にあるか確認を行います

### 【磁粉探傷試験】



#### (磁粉探傷試験)

鉄鋼などの表面近傍の亀裂を検出するための試験方法で、磁化した試験体に磁粉を散布し、磁化することにより付着した磁粉で亀裂の有無を確認します。

### 【信号波形データ測定】



#### (信号波形データ測定)

運転時の電気信号の波形をチャート上に時系列的に記録し、複数の信号の相関関係を確認して異常がないか解析を行います。

### 【制御信号測定】



#### (制御信号測定)

設備の運転時の制御信号レベル（大きさ）を測定し、適正範囲内あるか確認を行います。

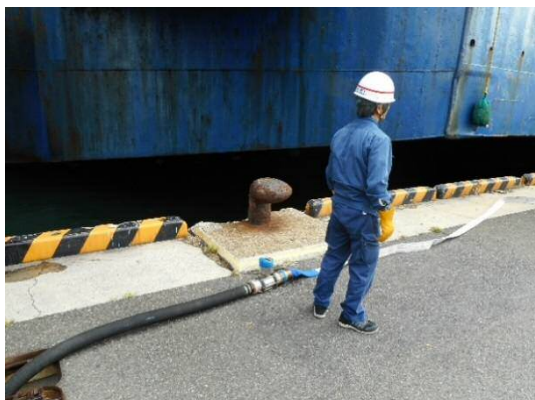


### 1 - (3) 実績や経験など

#### (ウ) 田野浦埠頭岸壁船舶給水販売事業（昭和33年4月～）

船舶給水事業は、港湾法で港湾管理者の業務と位置付けられており、他港においては港湾管理者からの業務委託又は指定管理業務として実施されているのが一般的です。北九州港では、施設は港湾管理者が整備しますが、給水業務自体は給水事業者の責任において対応しています。

当社は、昭和33年4月から田野浦埠頭に寄港する船舶に対し、船舶用水の販売事業を行っています。



【給水作業】



【給水作業】

#### (イ) 新門司マリーナ施設運営事業（平成16年4月～）

新門司マリーナは、平成3年8月の供用開始から、新門司マリーナ株式会社（第三セクター）が管理運営してきましたが、平成16年3月の同社解散にともない、当社が営業譲渡を受けクラブハウスを買い取り、翌4月から事業を開始しました。

市が所有するマリーナ施設（収容能力：陸上艇置220隻、海上艇置82隻）と当社のクラブハウスを一体的に管理運営しています。



【クラブハウス】



【ポンツーン（浮棧橋）】

### 1 - (3) 実績や経験など

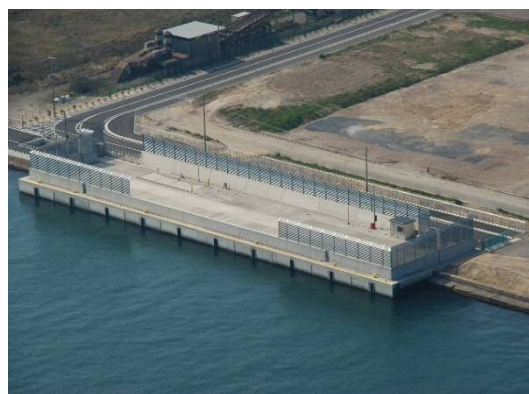
#### (オ) 北九州リサイクルポート施設運営事業（平成19年6月～）

平成14年5月に、北九州港が国土交通省から総合静脈物流拠点港（リサイクルポート）に指定されたことから、響灘のエコタウン隣接地に、北九州市と当社が共同で、産業廃棄物等の循環資源を専用に取り扱うリサイクルポートを建設し、平成19年6月に供用を開始しました。

港湾空港局と当社が一体となって管理運営を行っています。



【荷役作業】



【リサイクルポート全景】

#### (カ) 田野浦特定埠頭運営事業（平成22年4月～）

特定埠頭制度は、主要港湾の国際競争力を強化するため、コンテナターミナル又はRORO船ターミナルに民間の経営ノウハウを導入するために創設された制度です。

北九州港では、田野浦埠頭のセメントサイロ跡地に、当社が国から港湾機能高度化施設整備事業補助金を受けて整備した荷さばき地と、前面の田野浦5号岸壁を市から長期に借り受け、平成22年4月から田野浦特定埠頭運営事業を行っています。



【荷役作業】



【荷さばき地】

1 - (3) 実績や経験など

イ 施設の管理運営に関する専門知識や資格などについて

＜ 当社社員が有する主な資格＞

(平成29年7月1日現在)

資格名称	取得者	資格の内容・必要性等
第3種電気主任技術者	4名	高圧受電設備の管理に必要な資格
第1級電気施工管理技士	1名	電気工事の工程管理、品質・安全管理等を行うことができ、監理技術者となることが可能
第2級電気施工管理技士	3名	電気工事の工程管理、品質・安全管理のみ。
第2級土木施工管理技士	1名	鋼構造物塗装の資格を有しており、工程管理や安全管理を行うことができる。
第1種電気工事士	7名	500kw 未満の自家用電気工作物及び一般用電気工作物の工事に従事可能
第2種電気工事士	10名	一般用電気工作物の工事に従事可能
非破壊試験技術者	3名	ツイストロックピン等高価な部品の特殊検査を行うことができる資格
クレーン運転士	16名	クレーンを動かすための必須免許
フォークリフト運転士	15名	クレーンの吊り具運搬等に必要なフォークリフトの運転免許
小型移動式クレーン運転士	14名	ユニック車の操作に必要
高所作業車運転士	11名	高所作業に利用する高所作業車の運転免許
高圧ガス溶接作業主任者	1名	労働安全衛生に基づく資格で、溶接作業の責任者として設置
ガス溶接作業者	15名	ガス溶接や切断等に必要な資格
アーク溶接作業者	15名	金属電極による火花溶接作業に必要な資格
玉掛作業者	15名	クレーンのフック等に荷を掛けたり外したりする作業に必要な資格
第2種酸素欠乏危険作業主任者	15名	マンホールやクレーンのシルビーム内での作業等密室での安全作業に必要
足場組立等作業主任者	3名	足場による高所作業を行う際に必要な資格
危険物取扱者（乙種4類）	3名	クレーンメンテのために、消防法の指定数量を超える油を保管しているため必要な資格
第1種消防設備点検資格者	1名	消火器、屋内外消火栓、スプリンクラー等の点検に必要な資格
第2種消防設備点検資格者	2名	自動火災報知設備、避難器具、非常警報器具、漏電火災警報器、誘導灯、誘導標識等の点検に必要な資格

## 2- (1) 施設の設置目的の達成に向けた取組み

### ア 施設の管理運営方針（事業計画）について

#### (ア) 埠頭別運営方針

広大な港湾施設を効率的に管理運営するため、以下のとおり各埠頭の現状を踏まえ、埠頭別に重点目標を定めて業務を推進して参ります。

##### a 新門司埠頭

#### (a) 可動橋の適切な管理

新門司埠頭には、阪九フェリー、オーシャン東九フェリー、名門大洋フェリーが就航する西日本最大のフェリーターミナルが立地しています。

国内物流の拠点であるとともに、北九州港港湾 BCP（事業継続化計画）における緊急物資輸送の拠点にもなっています。

そのため、フェリーと岸壁とを結び車両が乗降する際に使用する可動橋（港湾施設）の良好な管理が非常に重要な業務となります。

具体的には、可動橋の月例点検や年次点検の適切な実施は勿論のこととして、予防保全の見地から着実に日常点検を行い、事故や故障の発生防止に努めます。

#### 【目 標】

項目	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度	34 年度
可動橋の日常点検回数	月 4 回	月 4 回	月 4 回	月 4 回	月 4 回

#### (b) 除草・清掃

フェリーターミナル周辺は、本州と九州を結ぶ海の玄関口として、多くの旅行者やビジネス客が利用します。特に、お盆と正月に多くの帰省客が利用されることが予想されることから、このような人たちに不快な印象を与えないようにするため、周辺臨港道路の美化に努めます。

#### 【目 標】

項目	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度	34 年度
周辺臨港道路清掃回数	月 4 回	月 4 回	月 4 回	月 4 回	月 4 回
除草回数	年 2 回	年 2 回	年 2 回	年 2 回	年 2 回



## 2-(1) 施設の設置目的の達成に向けた取組み

### b 太刀浦埠頭

#### (a) ガントリークレーンの適切な管理

太刀浦埠頭は、外航定期コンテナ船が月間 170 便就航する西日本有数のコンテナターミナルをはじめ、多くの港湾施設が集積する北九州港を代表する埠頭です。

コンテナターミナルには水深 10~12m の岸壁 6 バース、ガントリークレーン 7 基、総面積 32.3ha のコンテナヤード、冷凍コンセント 227 口などの港湾施設が整備されています。

また、コンテナターミナル背後にも多くの港湾施設が配備されていますが、取扱い貨物はコンテナターミナル関連の貨物が多く、上屋の多くはコンテナフレートステーション、荷さばき地と野積場は空コンテナやトレーラーシャーシの集積場となっています。

そのため、コンテナターミナルが正常に稼働しなければ、太刀浦埠頭全体の機能が麻痺してしまうと言っても過言ではなく、その要となるのがガントリークレーンと受電設備です。

当社は、365日24時間体制で、故障や事故等の不測の事態に備えます。

また、ガントリークレーン 7 基のうち、5 基は設置後 20 年以上が経過し、最も古いものは 30 年が経過しており、緊急時の部品調達が大きな課題となります。

当社は、メーカーに頼ることなく独力で復旧可能な高い技術力を有するとともに、在庫管理システムにより、2 千種類を超える部品を適切に管理しており、その結果、迅速な緊急対応が可能となっています。

以上の内容を総合的に判断する指標として、ガントリークレーンの停止回数と復旧時間を掲げ、ガントリークレーンの信頼性を高めることにより物流基盤の強化に寄与したいと考えています。

#### 【目 標】

項目	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度	34 年度
クレーン停止回数 ／基	年 12 回 以内	年 12 回 以内	年 12 回 以内	年 12 回 以内	年 12 回 以内
クレーン復旧時間 ／基	平均 2 時 間以内	平均 2 時 間以内	平均 2 時 間以内	平均 2 時 間以内	平均 2 時間 以内

#### (b) 施設利用者とのスムーズな作業調整

施設の使用許可や施設利用者との調整を行う埠頭運営部門の責任者としてクレーン管理事務所の責任者を抜擢します。

コンテナターミナル内の各設備に関する専門知識を有するとともに、ターミナルオペレータや荷役作業会社とも長年に渡り連携してきた人材を配置することにより、よりスムーズな埠頭運営が可能になると考えています。

## 2 - (1) 施設の設置目的の達成に向けた取組み

### c 田野浦埠頭

#### (a) 田野浦岸壁改良工事の円滑な事業推進支援

田野浦埠頭は、自動車物流センターや田野浦特定埠頭が立地する国際 RORO 船の拠点となっています。また、西日本一円の青果物の輸入基地でもあります。

田野浦埠頭では、計画的に岸壁の前出し工事が実施されており、平成 29 年度から 33 年度まで田野浦特定埠頭の一部である田野浦 5 号岸壁の工事が実施されています。

当社は、田野浦特定埠頭事業の実施主体として、事業を円滑に推進できるよう施設利用者等との調整を行います。

### d 新浜・西海岸埠頭

#### (a) 門司港レトロの中心地として文化・観光の拠点に相応しい景観の維持

新浜・西海岸埠頭は明治期から外国航路が開設された北九州港発祥の地ですが、現在は物流の拠点というよりも、門司港レトロの中心地として北九州市最大の観光拠点となっています。

新浜埠頭には、旧門司税関や国際友好記念図書館、展望室、港ハウス、出光美術館等があり、西海岸埠頭には、旧門司三井倶楽部、旧大阪商船、海峡プラザ、海峡ミュージアム、旧大連航路上屋等の文化・観光施設が立地しています。更に、新浜埠頭と西海岸埠頭を結ぶはね橋「ブルーウィング門司」や、下関と門司港を結ぶ連絡船乗船場も立地しています。

平成 27 年次の北九州市観光動態調査によると年間 211.6 万人の観光客が門司港レトロを訪れています。最近の観光は多様化しているとは言え、スペースワールドの閉園にともない、インバウンド政策面での門司港レトロの重要性が増大すると思われまます。

当社は、門司港レトロ周辺の緑地（公園）や国家戦略特区に指定された臨港道路周辺の清掃や除草作業を適切に行うことにより、文化・観光の拠点に相応しい景観を維持したいと考えています。

### 【目 標】

項目	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度	34 年度
周辺臨港道路清掃回数	月 4 回	月 4 回	月 4 回	月 4 回	月 4 回
除草回数	年 4 回	年 4 回	年 4 回	年 4 回	年 4 回

2 - (1) 施設の設置目的の達成に向けた取組み

(イ) 指定管理業務計画概要

項目	平成 30 年									平成 31 年		
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
1 港湾施設の維持管理に関する業務												
(1) 電気・機械設備等の保守点検												
① 新門司マリーナ地区の電気・機械設備												
ア 日常業務	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
イ 定期点検（1回／月）	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
ウ 定期点検（1回／2月）	●		●		●		●		●		●	
エ 定期点検（1回／6月）	●						●					
② 新門司マリーナ地区の受電所等												
ア 日常業務	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
イ 月例点検	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
ウ 年次点検											●	
③ 新門司フェリー地区の受電所												
ア 日常業務	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
イ 月例点検	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
ウ 年次点検					●							
④ 太刀浦第1、2コンテナヤード受電所												
ア 日常業務	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
イ 月例点検	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
ウ 年次点検								●	●			
⑤ 太刀浦6号上屋内の機械設備												
ア 日常業務	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
イ 定期点検（1回／2月）		●		●		●		●		●		●
ウ 定期点検（1回／6月）			●						●			
⑥ 太刀浦6号上屋内のロープ式エレベータ												
ア 日常業務	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
イ 月例点検	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
ウ 年次点検	●											
⑦ 太刀浦1～5号上屋の電気設備状況確認	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
⑧ 太刀浦6号上屋の受電所等												
ア 日常業務	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
イ 月例点検	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
ウ 年次点検										●		

2 - (1) 施設の設置目的の達成に向けた取組み

項目	平成 30 年									平成 31 年		
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
⑨ 太刀浦・白野江地区のトンネル												
ア 日常業務	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
イ 月例点検	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
ウ 定期点検 (1回/6月)					●						●	
⑩ 太刀浦トンネル受電所												
ア 日常業務	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
イ 月例点検	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
ウ 年次点検							●					
⑪ 田野浦受電所												
ア 日常業務	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
イ 月例点検	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
ウ 年次点検						●						
⑫ 西海岸可動橋受電所												
ア 日常業務	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
イ 月例点検	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
ウ 年次点検								●				
⑬ 門司港レトロ地区ガス燈保守点検業務												
ア 定期点検 (1回/3月)			●			●			●			●
イ 精密点検 (1回/年)			●						●			
⑭ 太刀浦トラックスケール検査業務									●			
⑮ 太刀浦1CT事務所エレベータ保守点検												
ア 定期点検 (1回/月)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
イ 定期点検 (1回/3月)		●			●			●			●	
ウ 定期点検 (1回/6月)					●						●	
エ 定期点検 (1回/年)											●	
(2) 建築物等の保守点検												
① 門司地区公共上屋定期点検業務												
ア 田野浦・西海岸地区の建築物点検										●		
イ 太刀浦6号上屋の建築設備点検										●		
② 太刀浦くん蒸上屋設備点検業務												●
③ 太刀浦くん蒸上屋気密度審査業務												●

2 - (1) 施設の設置目的の達成に向けた取組み

項目	平成 30 年												平成 31 年			
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3				
(3) 消防用設備の保守点検																
① 門司地区上屋外消防用設備点検業務						●										●
(4) 浄化槽の維持管理																
① 門司地区浄化槽維持管理業務																
ア 消毒管理 (1回/月)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
イ 保守点検 (1回/2月)	●		●		●		●		●		●		●		●	
ウ 清掃 (1回/3月)		●			●				●				●			
エ 水質検査 (1回/年)											●					
(5) クレーン・可動橋等機械設備の性能維持																
① 新門司マリーナ地区クレーン式揚降施設																
ア 日常業務	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
イ 月例点検	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
ウ 年次・性能点検															●	
② 新門司フェリー埠頭地区の可動橋																
ア 日常業務	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
イ 月例点検	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
ウ 定期点検 (1回/年)						●										
③ 太刀浦第1・2CTのガントリークレーン																
ア 日常業務	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
イ 月例点検	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
ウ 年次・性能点検																
太刀浦4号クレーン		●														
太刀浦5号クレーン						●										
太刀浦6号クレーン					●											
太刀浦7号クレーン								●								
太刀浦8号クレーン									●							
太刀浦9号クレーン										●						
太刀浦10号クレーン											●					
④ 西海岸地区可動橋																
ア 日常業務	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
イ 月例点検	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
ウ 定期点検 (1回/年)						●										

2 - (1) 施設の設置目的の達成に向けた取組み

項 目	平成 30 年									平成 31 年		
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
2 港湾施設の運営に関する業務												
(1) 使用許可申請書の受付、端末入力等	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
(2) 使用料の算定、納入通知書の発送等	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
(3) 埠頭内調整業務	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
(4) 施設利用者等からの要望・苦情等対応	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
(5) 施設の管理業務												
① 太刀浦第1、2CY夜間入港関連業務	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
② 太刀浦第1、2CY危険物コンテナ業務	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
③ 太刀浦くん蒸上屋立会業務	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
④ 太刀浦運動公園緑地の受付業務	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
⑤ 西海岸可動橋開閉外業務	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
⑥ 西海岸休憩所警備外業務	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
⑦ 門司地区港湾施設清掃業務	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
⑧ 門司地区事務所等清掃業務	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
⑨ 門司地区港湾施設貯水槽清掃業務												
ア 清 掃 (1回/年)									●			
イ 設備点検 (1回/年)									●			
ウ 水質検査 (1回/年)									●			
エ 貯水槽の外観及び機能検査 (1回/年)									●			
⑩ 港湾施設等し尿処理業務 (1回/2月)	●		●		●		●		●		●	
⑪ 除草・剪定業務												
ア 旧門司遊歩道緑地等 (3回/年)			...	...				●			●	
イ 太刀浦幹線1号道路等 (2回/年)				...	...				●			
ウ 新浜・西海岸地区 (4回/年)			イベント等の予定を確認しながら年4回実施									
エ その他特記18指定14カ所(1回/年)			...	...	...	...						
⑫ イベント等催事の補助業務			イベント等の予定を確認しながら随時対応									
(6) 施設の定期及び臨時巡回、指導等の業務	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
(7) 緊急時の対応業務	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
(8) 補修依頼書の作成業務	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
(9) 水道管の分岐承諾に関する業務	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
(10) 事務所の管理業務	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
(11) 光熱水費等の支払業務	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...

## 2 - (1) 施設の設置目的の達成に向けた取り組み

### イ 施設の利用者の増加や利便性を高めるための取り組みについて

#### (ア) 港湾施設の利用者とは

まず、港湾施設の利用者とはどのような人たちを指すのかを理解するために、北九州市港湾施設管理条例及び同施行規則に記載されている港湾施設の使用形態について記述します。

港湾施設の使用形態は、使用目的の違いにより、通常使用、目的外使用、占用使用、行為の許可の4種類に大別されます。

通常使用は、港湾施設の設置目的に従った使用で、普通使用と許可使用があります。

普通使用は、道路や緑地（公園）などを本来の目的に従って利用する場合で、管理者の許可を受けることなく自由に使用することができます。

許可使用は、施設の利用に際し、予め管理者の許可が必要な使用形態で、北九州市港湾施設管理条例第7条に「必要な免許、許可、その他の法令の資格を有しないとき」は許可できない旨が規定されています。例えば、荷さばき地や上屋などの荷さばき施設を利用できる者は、港湾運送事業の免許・許可を有する者、又は荷主等に限定されます。

許可使用は更に一般使用と専用使用に分類され、一般使用は、係留施設であれば着岸から離岸までの間、荷さばき施設であれば貨物の搬入から搬出までの間というように使用の目的が終了するまでの短期間の使用許可形態です。

専用使用は1年を限度に一定期間の使用を認める許可形態で、期間中であれば何度でも貨物の搬入出等が可能で、野積場や事務所、小型船係留施設等が対象になります。

次に、目的外使用は、港湾施設を本来の目的以外に使用する場合の使用形態で、イベントの一環として緑地の一部にテントを設置したり、臨港道路の一部を荷さばき地として活用する等の例があります。門司港レトロのイベントで船だまり周辺にテントを見かけることがありますが、これは目的外使用により許可されています。

占用使用は、目的外使用の一種ですが、目的外使用が更地での利用であるのに対し、占用使用は特殊な場合を除き工作物の設置がともないます。

最後に行為の許可は、施設使用についての許可ではなく、港湾施設内で特に許可を必要とされる行為に対する許可で、一般的には歩道の切下げや施設の改良、緑地でのイベント開催等が該当し、料金は無料です。映画撮影も行為の許可の対象です。

2 - (1) 施設の設置目的の達成に向けた取組み

(イ) 有料港湾施設の施設別利用状況

実際の利用状況を把握するために通常使用（一般使用及び専用使用）の許可件数と利用者数を紹介します。

【平成27年度港湾施設別使用許可件数及び利用者数】

港湾施設名	許可件数（件）			利用者数 （社 or 人）
	一般使用	専用使用	合計	
岸壁	8,028	0	8,028	384
物揚場	369	0	369	24
浮棧橋	371	7	378	5
小型船係留施設	0	209	209	209
荷役機械	3,649	0	3,649	8
計量機	132	0	132	10
荷さばき地	2,759	0	2,759	39
上屋	1,801	96	1,897	15
くん蒸上屋	1	0	1	1
冷凍コンセント	144	0	144	7
コンテナ水洗場	24	0	24	2
可動橋	36	0	36	2
野積場	235	41	276	35
船舶給水施設	0	15	15	5
船舶保管施設	0	3	3	3
揚降施設	0	2	2	1
港湾管理事務所	0	128	128	28
合計	17,549	501	18,050	778

\*同一会社で異なる部署名で申請されている場合は、同一利用者としてカウントしています。

(ウ) 有料港湾施設に対する取組み

a 現状の問題点・課題

(a) 施設毎に利用者が固定

上記表のとおり、許可件数の割に利用者数が少なく、浮棧橋や荷役機械、くん蒸上屋、冷凍コンセント、コンテナ水洗場、可動橋、船舶給水施設、船舶保管施設、揚降施設の利用者数は一桁となっています。

また、コンテナターミナルのメイン施設であるガントリークレーン（荷役機械）の年間許可件数は3,600件を超えますが、利用者数は8社にすぎません。



## 2 - (1) 施設の設置目的の達成に向けた取組み

### (b) 施設毎に目的用途が異なる

一概に港湾施設と言っても、岸壁や物揚場、小型船係留施設等の係留施設と、荷役機械や荷さばき地、上屋等の荷さばき施設、野積場等の保管施設とでは目的用途が異なり、利用者も異なります。

更に、係留施設であっても岸壁や物揚場は荷役船の利用を想定した施設、小型船係留施設は放置艇対策の一環として北九州市民の利用を前提に平成7年度に設置が位置付けられた施設です。

### b 利用者の増加や利便性向上に向けた対策

上記のとおり、港湾施設の利用者はほとんど固定しており、施設の目的用途も特定の利用者を想定した施設であることから、今後も利用者の増加は期待できません。

限られた利用者を前提としつつ、未利用港湾施設の有効利用や施設の利便性向上について、利用者の話を伺いながら、市と協議して対策を講じて参りたいと考えています。

### (I) 無料港湾施設に対する取組み

上記の有料港湾施設以外に、許可なく利用できる普通使用施設として広大な緑地や臨港道路等が整備されています。

有料港湾施設のほとんどは特定少数の港湾関係者のみが利用できますが、緑地(20か所、152,966㎡)や臨港道路((135か所、29,818m)等は、原則として誰もが自由に利用できる施設です。

門司港レトロ周辺にも多くの緑地や国家戦略特区指定を受けた臨港道路等が整備されており、多くの市民や観光客で賑わっています。

港湾の緑地や臨港道路そのものは集客施設ではありませんが、北九州市を代表する観光施設が集積している地域として、利用者の増加や利便性を高めるためには日頃の施設美化活動が重要なポイントになると考えており、フェリーターミナル周辺地域も同様と考えています。

これらの施設に対し、清掃や除草・剪定等、日頃の美化活動に努めることにより、訪れる観光客に好印象を持ってもらい、本市の集客増に貢献できればと考えています。

## 2- (1) 施設の設置目的の達成に向けた取組み

### ウ 施設間の有機的な連携を図るための取組みについて

#### (ア) 指定管理対象施設間の連携

##### a 太刀浦コンテナターミナルの一元管理

現在、太刀浦コンテナターミナル内に常駐して、市の職員が行っているターミナルオペレータや港湾荷役会社との荷役調整、当社が実施するガントリークレーン点検業務や市発注の修理スケジュール等との調整等を、当社が一元的に実施することによりタイムリーかつ迅速な対応が可能になります。

##### b 暴力団排除条例関連重複業務の一元化

会社役員の変更等にもなう警察照会資料作成業務を各係がバラバラに対応しているため、同じ利用者に同一内容の更新案内が複数送付され、利用者も重複作業を余儀なくされています。この業務を一元化することにより、利用者の負担を軽減します。

##### c 緊急時の連携

港内での大規模事故や人身事故、行政財産毀損事故、油流出事故、車の海中転落事故等、緊急事態が発生したときは、本社からの応援は勿論のこと、可能な限り事務所間の応援を行います。(現在のところ、事務所間の応援体制は構築されていません。)

#### (イ) 指定管理対象施設と対象外施設との連携

##### a 門司地区と小倉・洞海地区との連携

当社は、平成10年度から小倉・洞海地区における港湾施設の管理運営業務を受託しています。平成29年1月に実施された「北九州市港湾施設管理運営業務委託」に関する「参加者の有無を確認する公募手続き」においても応募者がいなかったことから、少なくとも29年度から3年間は引き続き当社が小倉・洞海地区の管理運営業務を受託できると理解しています。

門司地区については、指定管理者制度の導入にともない業務内容が増加しますが、許可使用申請書の受付・発行や港湾情報システムの操作、使用料の調定、納入通知書の発行、港湾施設の巡回等、核となる業務は共通です。

そのため、港湾施設管理運営の基本となる法令やマニュアルは共通であり、新たに追加される業務についてマニュアルを整備して行く予定です。

## 2 - (1) 施設の設置目的の達成に向けた取組み

### b 門司地区における指定管理対象施設と対象外施設の連携

指定管理者制度が導入される門司地区についても、水域・外郭施設や国有港湾施設、未告示施設等は、指定管理の対象外です。

これらの施設の管理運営については、業務委託で対応させていただきます。

また、岸壁（ほとんど国有港湾施設）のバース（船席）指定業務等を受託している東洋信号通信社とは、連携を更に密にして、安全荷役の指導や未許可船からの料金徴収等を行って参ります。

## 2-(2) 利用者の満足度向上

### ア 利用者の満足が得られるための取組み

#### (7) 利用者の要望事項の把握

官民合同で港湾サービスの向上策を検討する場として、平成13年12月に「利用しやすい港づくり懇話会」が設置され、毎年3月に総会が開催されています。

構成団体は、商工会議所、船社・代理店の団体、フェリー協議会、港運協会、トラック協会、水先人会、タグ協会、海上保安部、警察、九州運輸局、九州地方整備局、北九州市等で、この懇話会の実施計画や検討状況が北九州港全体の利用者満足度を高めるための大きな流れと考えています。

この懇話会での検討項目は、港湾施設使用料の低減化や施設整備の充実・更新、ポートセールスの強化等指定管理者の権限を超える項目が大半ですが、指定管理業務仕様書の内容と照らし合わせ、次の項目が指定管理者としても関係者と協力して対応すべき内容と考えます。

項 目		内 容
ターミナル機能の強化	港湾施設の維持管理	老朽化した港湾施設の適切なメンテナンス実施
	港湾施設の高規格化	ガントリークレーンの高規格化
安全安心の港づくりの推進	路上駐車等の排除等	港湾道路上に路上駐車しているトラクターヘッド・シャーシの排除等の安全対策の実施

以下に、各項目についての当社の対応を記載します。

#### (イ) 老朽化した港湾施設の適切なメンテナンスの実施について

北九州港港湾施設指定管理申請要項及び仕様書によれば、港湾施設の維持管理に関する業務は次の5項目です。

- ① 電気・機械設備等の保守点検
- ② 建築物等の保守点検
- ③ 消防用設備の保守点検
- ④ 浄化槽の維持管理
- ⑤ クレーン・可動橋等機械設備の性能維持

また、「クレーン及び可動橋等機械設備以外の修繕業務は対象外とします。」と記載されており、施設に不具合等が発生した場合の対応が異なることとなります。

## 2 - (2) 利用者の満足度向上

### a 電気・機械設備等の保守点検及びクレーン・可動橋等の性能維持

指定管理業務のなかに修繕業務が含まれるクレーンと可動橋は、北九州港を代表する太刀浦コンテナターミナルと新門司フェリーターミナルの要となる港湾施設です。

日常の点検等により不具合箇所の発見に努めるのは勿論のこと、故障等が発生したときは、できるだけ早く復旧することが最も重要な利用者サービスであると考えています。

については、機械設備を動かすための動力源となる受電設備の保守点検も含め、利用者サービス向上の指標として、巡回点検の実施回数と不具合発生時の即応対応時間を目標とさせていただきます。なお、即応対応時間とは、連絡を受けてから復旧するまでの時間を指します。

#### 【目標】

項目	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度
巡回点検実施回数／年	平均48回／施設	平均48回／施設	平均48回／施設	平均48回／施設	平均48回／施設
即応対応時間	平均2時間以内	平均2時間以内	平均2時間以内	平均2時間以内	平均2時間以内

\*具体的な対象施設：ガントリークレーン、受電所、可動橋、垂直搬送機

### b 建築物・消防設備等の保守点検結果の対応について

クレーン・可動橋等機械設備以外の修繕業務は指定管理業務に含まれていないことから、これらの施設については所定の様式により点検結果を市に報告し、その後の処理については市の指示に従います。

### (c) ガントリークレーンの高規格化について

ガントリークレーンの高規格化の一環として、太刀浦コンテナターミナル内に高精度の風速計と監視モニター設備が設置され、並行して平成29年3月1日付けで「太刀浦コンテナターミナル逸走対策運用規程」が施行されました。

指定管理業務仕様書では、クレーン運転士に対する更新講習を3年に1回実施することが義務付けられていますが、当社は、更新講習とは別に、毎年研修会を実施して利用者の方々に逸走防止に関する十分な知識を習得していただきたいと考えています。

#### 【目標】

項目	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度
逸走防止対策研修	1回以上／年	1回以上／年	1回以上／年	1回以上／年	1回以上／年

## 2 - (2) 利用者の満足度向上

### (イ) 港湾道路上に駐車しているトラクターヘッド・シャーシの排除等の安全対策の実施

この問題はコンテナ・ROROターミナル及びフェリーターミナルに共通する大きな課題で、関門港運協会、小倉地区港運協会、中距離フェリー協議会、福岡県トラック協会海上コンテナ部会、福岡県警、北九州市港湾空港局とともに必要な対策を講じて参ります。

当社としては、ターミナル出入口等安全対策上問題のある場所に路上駐車している車両を発見した場合は、直ちに移動を指導します。

運転士がいない場合は、車両記載の会社に移動の連絡を行うとともに、貼紙により警告を行います。

また、所属会社・車両毎に記録を整理して、関係者とともに対策を講じるための資料を作成します。

### (オ) 窓口対応向上策の実施について

港湾施設管理事務所やクレーン管理事務所での受付や電話対応のマニュアルを作成して、利用者への接客サービスの向上に努めます。

当社の対応状況については、利用者からのアンケートにより確認し、対応の悪かった点については改善して参ります。

平成29年度は、6月～7月に外部講師による全職員を対象とした接客研修を実施しましたが、30年度以降も継続して実施する予定です。

31年度以降は、アンケート結果を踏まえて外部講師を選定し、より良いサービスの提供に努めます。

#### 【目標】

項目	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度
外部講師による接客研修	1回以上 ／年	1回以上 ／年	1回以上 ／年	1回以上 ／年	1回以上 ／年

## イ 利用者の意見を把握し、それを反映するための仕組み

### (ア) アンケート調査の実施

港湾施設の通常使用許可による全利用者を対象にアンケート調査を実施して、利用者の意見や要望を把握します。

当社職員のマナー等については上記のとおり改善策を講じます。

港湾施設の維持補修に関しては、内容を調査して管理者として対応すべき案件については、リスク分担表に基づき、市対応案件と当社対応案件に分類し、当社担当案件については速やかに実施します。

市の担当案件については、利用者に対し、進捗状況などの情報提供を行います。

## 2 - (2) 利用者の満足度向上

### (イ) 現場巡視の際の情報収集

港湾施設の現場巡視の際に、できるだけ利用者に声をかけ、市や当社に対する意見や要望を把握します。

対応については、上記と同様です。

### ウ 利用者からの苦情に対する対策について

#### (7) これまでの主な苦情や要望

過去の経験から、施設の種類ごとに主な苦情や要望を列挙します。

施設区分	主な苦情・要望
岸壁・物揚場	エプロンの不陸調整、防舷材の補修、照明灯の球切れ
荷さばき地	ヤードの不陸調整
上屋	雨漏り・扉・区画線補修、電球交換
小型船係留施設	アンカーチェーン・タラップ補修、漂流物除去
道路	不陸調整、側溝補修、除草・剪定、迷惑駐車
緑地	ベンチ補修、除草・剪定、害虫駆除、ゴミの散乱、野犬等
便所	汚損、排水の詰まり、落書き
水道管	漏水

#### (イ) 今後の苦情・要望対策

##### a 対応窓口

苦情等の対応窓口は各事務所の責任者とし、相手の立場に立って十分に話を聴き、誠意をもって対応します。

##### b 対応マニュアルの作成

専門家と共同でクレーム対応マニュアルを作成します。

##### c 施設補修要望等に関する対応

- ① 通報者及び内容の記録
- ② 現場確認（現場の状況写真を撮影して内容を調査・記録）
- ③ 応急措置（危険な状態の場合は立入禁止措置）
- ④ 報告書の作成及び市への報告
- ⑤ 当社が実施主体の場合は、速やかに対処する旨を通報者に伝えます。
- ⑥ 市が実施主体の場合は、市と協議し、その結果を通報者へ連絡します。
- ⑦ 補修対応状況管理

補修要望があった施設については、「港湾施設補修要望等対応記録票」（新様式）を作成し、完了するまでの間、進捗状況を管理して通報者からの問合せに対応します。

## 2- (2) 利用者の満足度向上

### エ 利用者への情報提供を図るための取組み

指定管理者に指定され場合は、許可使用の全利用者に挨拶状を送るとともに、当社ホームページの「ニュース」欄で情報提供を行う旨を伝えます。

なお、許可の更新案内等重要案件については、ホームページに掲載するとともに、郵送により個別に連絡を行います。

### オ その他サービスの質を維持・向上するための具体的な提案

#### (7) 門司港レトロ周辺施設の美化活動

指定管理業務仕様書の特記18に除草・剪定箇所や実施時期が記載されています。

本市の観光拠点となっている門司港レトロが位置する新浜・西海岸地区については年1回以上と記載されていることから、協定締結までに市観光課等の意見も踏まえ、効果的な作業計画を作成したいと考えています。

#### (i) 新たに発生する業務のマニュアル化を推進

a 光熱水費等請求業務

b 事故対応業務

(港内事故、行政財産毀損事故、油流出事故、人身事故、海中転落事故)

c 放置自動車対応業務

e 放置艇対応業務

f 漂流物対応業務

漂流物によって対応が異なるため過去の事例を参考に対応マニュアルを作成予定。

漂流物の種類	対応	関係機関
漂流有価物	水難救護法に基づく漂流物沈没品対応	海上保安部等
航路等漂流ゴミ	ごみ処分	海上保安部等
船だまり内漂流ゴミ	経過観察、ごみ処分	漁業協同組合、小型船係留施設利用者
漂着タンク等	市港営課及び環境局産業廃棄物対策課に連絡して、その指示に従う。	市環境局産業廃棄物対策課
水産保護動物（スナメリ等鯨類）	市港営課及び市水産課に連絡して、その指示に従う。	市水産課、いのちの旅博物館、海響館 マリンワールド
猪や鹿	市港営課及び東部農政事務所に連絡して、その指示に従う。	市東部農政事務所 門司区総務企画課



## 2 - (3) 指定管理料

### ア 指定管理業務に係る費用について

本業務は利用料金制ではないため、原則として、すべて指定管理料で運営することとされています。

そのため、最小の経費で最大の効果を得ることを念頭に置き、当該指定管理業務仕様書に記載された個別業務の内容を精査して、次のとおり経費の節減に努めて参ります。

#### (7) 人件費

現場事務所における市職員の無人化にともない、当社対応業務が大幅に増加しますが、本社のバックアップ等により、増員は最小限に抑制します。

#### (イ) 光熱水費等

光熱水費の支払いについては、清算をともなう概算払いとなっているため当社としてのメリットはありませんが、メーター検針から料金支払いに至る一連の作業のマニュアルを作成するとともに、対象施設の現地調査等を行い、経費節減策を検討します。

指定管理者申請要項の別紙1によれば、光熱水費等の年間の支払額は1億円を超えており、その経費節減は大きな課題と考えます。

#### (ウ) 施設維持管理経費

指定管理仕様書「Ⅲ 業務の仕様」に示された個別業務の内容を精査し、当社直営業務を拡大するとともに、外注業者との細かな詰めを行うことにより、経費の節減を図って参りたいと考えています。

### 【目標】

(単位：千円)

項目	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度
管理運営費 (指定管理料)	476,100	477,214	478,446	479,670	479,992

## 2- (4) 収支計画の妥当性及び実現可能性

### ア 施設の管理運営に係る収支計画の内容について

業務を着実に遂行するために、港湾施設性能維持業務、港湾施設管理運営業務でこれまで長年培ってきたノウハウを最大限活用し、事務・業務の合理化・効率化を推進することで、経費の節減に取り組んでまいります。

また、シームレスな港湾機能と効率的な港湾管理の実現を目標に、港湾利用者が安全に利用できる港湾施設を提供するため、主に以下の項目を重視した収支計画といたします。なお、詳細については、《様式9》及び《様式9-1》をご参照ください。

#### (ア) 港湾利用者との信頼関係の向上に向けた経験豊かな職員の配置

港湾施設を円滑に管理運営するうえで、港湾利用者との意思疎通や信頼関係の構築は必要不可欠な要素であるため、これまで港湾施設の性能維持や管理運営業務で十分な経験と実績を有した職員を配置します。

#### (イ) 港湾施設の定時性確保による無駄なコストの抑制等

高い技術力を有した職員の配置や計測器、機材等の配備による即応体制の構築により、荷役機械等の港湾施設に不具合が生じた場合における物流機能の停止時間を最大限短縮します。

即応することにより、荷役機械等の停止によって間接的に港湾利用者や港湾管理者が負担しなければならなかったコストの削減と、定時制の向上による利用者サービスの向上が同時に図れます。

#### (ウ) 支出経費の抑制について

これまで培ってきた港湾施設維持管理のノウハウを最大限活かし、再委託が必要な業務においては競争原理を採用した公平かつ廉価な業者選定を行い、設備等の小規模な修繕等、職員ができることはできるだけ自前で行うことにより、サービス水準を低下させることなく、支出経費の削減に取り組んでまいります。

### イ 経費配分の妥当性について

港湾施設の管理運営を円滑に行うために、経験と実績のある職員を配置する必要があることから売上高に占める人件費率の割合が約34%程度となるものの、市の職員の人件費よりも廉価であることや、同一業種であるサービス業の売上高人件費率の平均値(40%~50%程度)を下回っていることから、人件費率は適正であると考えます。

また、光熱水費は過去の実績に基づくものであることや施設維持管理経費は外部委託に掛かる実績額と見積額であること、また、一般管理費は、経費全体の約8.3%~8.4%であることなどから、経費の配分は適切であるものと考えます。

## 2-(4) 収支計画の妥当性及び実現可能性

### ウ 積算根拠の明確性について

経費の積算根拠を明らかにするため、以下の方法により積算を行いました。

#### (ア) 人件費の積算について

人件費は、人員配置計画に基づき職員の実質賃金を計上しました。

なお、委託部分と完全に分離できない職員については、指定管理料と委託料の割合に応じた人件費の算定を行いました。

#### (イ) 施設維持管理経費について

施設維持管理経費は、仕様書に基づき過去に実績のある業者から見積りを徴することにより積算を行いました。なお、見積内容に疑義がある場合、複数の業者から見積りを徴することにより、見積金額の評価を行いました。

また、直執行費、需用費、役務費、その他管理運営経費、一般管理費は、仕様書の内容を確認のうえ、過去の支出実績に基づき積算しました。

### エ 指定管理業務の適切な再委託について

当該業務は対象施設が多く、業務も多岐にわたっているため、当社の職員だけで全ての業務を処理することは困難です。そのため、下記の「再委託理由」のどれかに該当する場合は再委託を行い、より効率的に業務を遂行して参ります。

#### (ア) 再委託理由

- a メーカー独自のノウハウが必要な業務
- b 作業時間に制約があり、短時間に集中的に人員の投入が必要な業務
- c 緊急対応時の要員確保
- d 法令に基づく有資格者でなければ実施できない業務
- e 特殊な機材等を必要とする業務
- f 警備業務及び清掃業務
- g 直営よりも外部委託の方が、明らかに経費が安い業務

#### (イ) 再委託の際の基本的な考え方

- a 業者選定に際しては、当社契約規則に基づき、指名競争入札、見積競争を原則として経費の節減に努めます。
- b 専門的知識や資格を必要とする業務については、必要な許認可、免許・資格を有する事業者を適切に選定し、委託します。
- c 経済の活性化の観点から、市内企業を優先して業者選定を行います。
- d 継続して役務の提供を受ける必要がある業務については、複数年契約によりサービスの安定化を図ります。
- e できる限り複数施設一括契約を行い、経費の節減を図ります。
- f 当社契約規則は暴力団関与の場合の解除権を規定しており、市と同様に、反社会的勢力に対しては厳しい姿勢で臨みます。

2 - (4) 収支計画の妥当性及び実現可能性

(ウ) 再委託業務

a 港湾施設の維持管理に関する業務

業務名	業務内容
太刀浦6号上屋エレベータ保守点検業務	メーカー以外対応困難なフルメンテ契約による人荷兼用エレベータの点検・保守
門司港レトロ地区ガス燈保守点検業務	ガス燈10基の定期点検、精密点検、緊急時点検及び故障部品取替
太刀浦トラックスケール検査業務	計量法で規定する計量士による検査
太刀浦第1CT管理事務所エレベータ保守点検業務	メーカー以外対応困難なフルメンテ契約による一般乗用エレベータの点検・保守
門司地区公共上屋定期点検業務	1級・2級建築士又は特定建築物調査員による建物診断
太刀浦くん蒸上屋設備点検業務	メーカー以外対応困難なくん蒸設備の点検及び軽補修
太刀浦くん蒸上屋気密度審査業務	特殊な機材で行う倉庫の気密度試験
門司地区上屋外消防用設備点検業務	消防設備点検資格者による上屋等の消防設備機器点検及び総合点検等
門司地区浄化槽維持管理業務	浄化槽管理士等による田野浦4号上屋付属事務所浄化槽の消毒管理、保守点検、清掃、水質検査業務

b 港湾施設の運営に関する業務

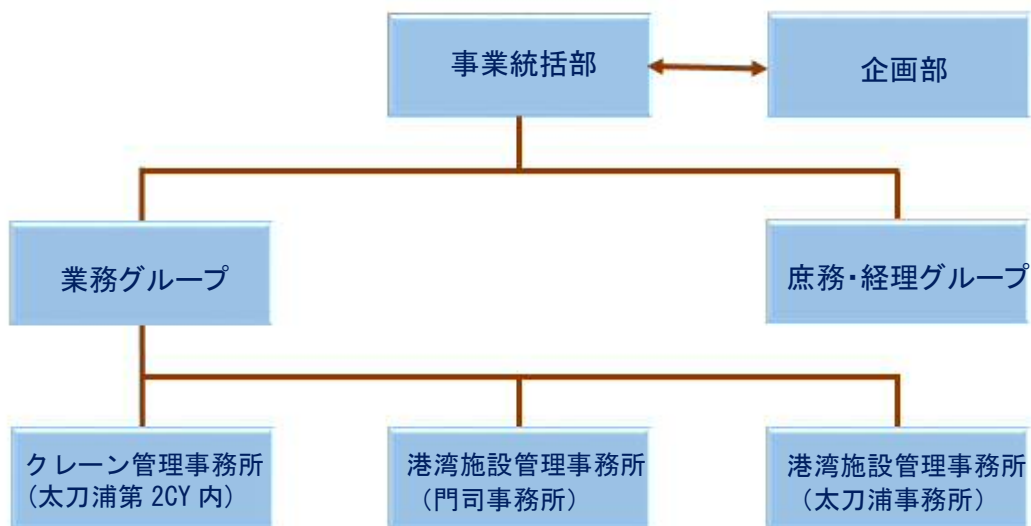
業務名	業務内容
西海岸可動橋開閉業務	1日6回の開閉業務及び監視業務については、警備や清掃と同様に委託
西海岸休憩所警備外業務	西海岸休憩所の施錠・開錠、機械警備業務、及びアクセス道路の夜間封鎖業務
門司地区港湾施設清掃業務	特記16に示された清掃区域の清掃、ゴミ収集及び処分
門司地区事務所等清掃業務	港湾労働者休憩所、公衆便所、管理事務所共用部分等の日常清掃及び定期清掃業務
門司地区港湾施設貯水槽清掃業務	太刀浦第1コンテナターミナル管理事務所外2カ所の貯水槽清掃・点検業務等
港湾施設し尿処理業務	し尿の収集運搬者による公衆便所等のし尿収集及び処理施設への搬入
港湾施設除草・剪定業務	広大な緑地や歩道・中央緑地帯などの除草、剪定、処分場持込業務

2-(5) 管理運営体制など

ア 施設の管理責任者、管理体制について

北九州市港湾施設指定管理業務の実施にあたっては、事業統括部長を管理責任者とし、次の体制で業務を遂行します。

【管理運営組織図】



イ 施設の管理運営にあたる人員の配置について

(ア) 人員配置

(単位：人)

所 属		部長	課長	係長	主任	参与	職員	合計	
事業統括部 (本 社)		1	1					2	
企 画 部 (本 社)		(1)						(1)	
事業統括部	庶務・経理グループ (本 社)				1	(1)	(2)	1 (3)	
	業 務 組 織	本 社			1			1	
		クレーン管理事務所				2	(2)	9 (1)	11 (3)
		港湾施設管理事務所	門 司			(1)		1 (4)	1 (5)
		太刀浦			1	(1)		1 (4)	1 (5)
合 計		1 (1)	1	3	2 (3)	(2)	10 (11)	17 (17)	

\* ( )の中の数字は嘱託職員の人数

2 - (5) 管理運営体制など

(イ) 担当業務

職名・組織名	業務内容等	
事業統括部長	指定管理業務全体の管理責任者として事業を統括	
企画部長	事業統括部長への助言を行うとともに、主に指定管理業務仕様書「Ⅲ業務の仕様」の「3その他業務」を担当し、事業計画や報告書の作成、アンケート調査等の総括を行います。	
事業統括部課長	事業統括部長の補佐役として、主に人事・労務・庶務・経理業務を統括します。	
庶務・経理 グループ	会社全体の庶務経理業務に加え、指定管理業務仕様書「Ⅲ業務の仕様」の「2港湾施設の運営に関する業務」の「(11)光熱水費等の支払業務」及び各種再委託業務を担当します。	
業務 グループ	業務グループ (本社)	クレーン管理事務所及び港湾施設管理事務所の取りまとめ役として調整を行うとともに、各事務所のバックアップ等を行います。
	クレーン 管理事務所	○仕様書「Ⅲ業務の仕様」の「1 港湾施設の維持管理に関する業務」に記載された次の業務を行います。 (1) 電気・機械設備等の保守点検業務（再委託業務は除く） (5) クレーン・可動橋等機械設備の性能維持業務 ○また、同仕様書「2 港湾施設の運営に関する業務」のうち「(5) 施設の管理業務」の「①太刀浦第1、2CYの夜間入港作業及び関連業務」を担当します。
	港湾施設 管理事務所 (門司)	○仕様書「Ⅲ業務の仕様」の「2 港湾施設の運営に関する業務」に記載された次の業務を行います。 (1)申請書の受付、端末機入力、許可書の交付・発送等に関する業務 (うち、コンテナクレーン運転士登録業務は太刀浦のみ) (2)使用料の算定、納入通知書の発送、督促状発送等に関する業務 (3)埠頭内調整業務
	港湾施設 管理事務所 (太刀浦)	(4)施設利用者等からの要望・苦情等に関する業務 (5)施設の管理業務（前述の再委託業務は現場の窓口として対応） (危険物コンテナやくん蒸上屋、運動公園対応は太刀浦のみ) (6)施設の定期及び臨時巡回、指導等に関する業務 (7)緊急時の対応業務（異常気象対応は太刀浦のみ） (8)補修依頼書の作成業務 (9)水道管の分岐承諾に関する業務 (10)事務所の管理業務

2 - (5) 管理運営体制など

(ウ) 勤務体制

区分	勤務時間	休日
本社	8:30~17:15	土日祝日、年末年始、会社創立記念日
クレーン管理事務所	8:30~17:15	1月1日
港湾施設管理事務所	8:30~17:15	土日祝日、年末年始、会社創立記念日

(注1) クレーン管理事務所はローテーションにより休日も2名出勤するため、無人になるのはコンテナターミナルが閉鎖される正月のみです。

また、365日24時間体制でコンテナターミナルを支えるため、ガントリークレーンが稼働するときは、荷役が終了してクレーンを定位置に固定し、ドライバーから運転日誌の提出を受けるまで勤務します。

(注2) 港湾施設管理業務における時間外業務は、緊急対応を除き、原則として各事務所の責任者（固有職員）が対応します。

ウ 施設の管理運営にあたる人員の資格、経験について

(ア) 本社

(平成30年4月予定)

補職等	経験年数	資格等
事業統括部長	29年	クレーン事務所長経験者で、港湾施設管理運営業務及び施設の維持管理業務全般に関する高度な知識を有する。
企画部長（嘱託職員）	24年	元北九州市港湾空港局港湾事務所長で、港湾施設管理運営業務全般を熟知している。
事業統括部課長	28年	クレーン事務所長として現場経験を有するとともに、本社業務全般の経験者。
庶務・経理グループ係長	26年	クレーン事務所の主任経験者で、本社業務グループの主任も経験しており、現場知識を踏まえた対応が可能。
業務グループ係長	27年	クレーン事務所長と港湾施設管理運営委託業務の統括業務責任者の経験を有し、現場業務全般を熟知している。
庶務・経理グループ主任（嘱託職員）	19年	簿記等の経理業務に加え税及び社会保険に詳しい。
庶務・経理グループ職員（嘱託職員）	5年	証憑管理等の経理業務の専門家
嘱託職員1名	新規	庶務・経理グループ係長の下で勤務する嘱託職員で、パソコン操作及び経理経験を有する者

2 - (5) 管理運営体制など

(ア) クレーン管理事務所

補職等	経験年数	資格等
所長 (主任)	25年	○全員取得資格等 (ただし新人は除く): クレーン運転士 フォークリフト運転技能講習 玉掛技能講習終了証 アーク溶接特別教育終了証 ガス溶接技能講習終了証 第2種酸素欠乏危険作業主任者 小型移動式クレーン運転士  ○その他主な資格: 第3種電気主任技術者 電気施工管理技士 (第1級、第2級) 電気工事士 (第1種、第2種) 危険物取扱者 (乙種第4類) 非破壊試験技術者 足場の組立等作業責任者
主任1名	20年	
職員7名	11年 ~27年	
職員2名	新規	当社作成の専門試験に合格した者
参与 (嘱託職員) 2名	50年 新規	第3種電気主任技術者以上の資格を有する者
嘱託職員1名	14年	本社庶務・経理グループと連携してクレーン管理事務所に係る庶務・経理業務を処理

(イ) 港湾施設管理事務所

	補職等	経験年数	資格等
門司事務所	所長 (固有職員)	20年	当社の固有職員で、時間外や緊急案件などに柔軟に対応可能。主にこれまで市職員が対応してきた業務を担当。
	主任 (嘱託職員) 1名	4年	門司事務所内の業務を熟知した者
	嘱託職員4名	1~44年	パソコン操作、自動車運転免許
太刀浦事務所	所長 (係長)	25年	当社の固有職員で、時間外や緊急案件などに柔軟に対応可能。主にこれまで市職員が対応してきた業務を担当。
	主任 (嘱託職員) 1名	32年	太刀浦事務所内の業務を熟知した者
	嘱託職員4名	0~3年	パソコン操作、自動車運転免許



2 - (5) 管理運営体制など

エ 職員の資質・能力向上を図る取り組みについて

(7) 職員研修

全社員共通の研修と、業務によって内容が異なる専門研修に分けて実施します。

	対象	研修名	内 容
全 職 場	新入社員	北九州埠頭株の概要	当社業務全般についての概要説明
		北九州港オリエンテーション	港湾管理者や港運業者・海上保安部・税関・運輸局・地方整備局の仕事と役割など、港湾業務全般を紹介する研修 (一社) 北九州港振興協会主催
	管理職 中堅職員	港湾行政実務研修	港湾行政の最近の動向など、港湾業務全般に関する専門的な研修 (公社) 日本港湾協会主催
	全職員	接遇研修	外部講師による研修
人権研修		市主催の人権研修に各職場の所属長が参加し、職場内で所属長による伝達研修を実施	
港 湾 管 理 事 務 所	新入社員	港湾施設管理業務研修 (基本編)	港湾法や北九州市港湾施設管理条例、運営手順書、業務マニュアル、港湾情報システム等の概要説明
		港湾施設管理業務研修 (実務編)	港湾施設の使用形態やそれに対応した申請書・実績報告書の解説 使用料の調定や現金徴収、督促手続の解説 現場巡視の留意点などの説明
ク レ ー ン 管 理 事 務 所	新入社員	資格取得研修	クレーン運転士を始め、業務に必要な資格取得に向けて様々研修をOJTの一環として実施
	中堅職員	高度技術研修	OJTの一環として実施(次ページ参照)
		安全衛生推進者養成講習	安全管理、安全衛生教育、作業環境管理と作業管理、健康の保持増進等 (公社) 福岡県労働基準協会連合会主催
		職長・安全衛生責任者教育	職長・安全衛生責任者の職務、作業手順の定め方・労働者の適正な配置の方法等 (一社) 北九州東労働基準協会主催
		危険予知活動(KYT)リーダー研修	指差し呼称演練、健康問いかけKY、新KYT基礎ラウンド法の進め方等 (一社) 北九州東労働基準協会主催

【参考】クレーン管理事務所の高度技術研修

当社のクレーン管理事務所で実施している高度技術研修の一部を紹介します。

《ガントリークレーン制御部品異常確認試験及び交換手順研修》

ガントリークレーンでは、「速度」「電圧」「電流」それぞれの信号を数値化して、コンピュータの自動制御により安定した運転を行っています。

この制御部品である入出力信号用モジュールカードの異常による交換作業を行った時は、事務所に設置している試験装置（自社制作のシミュレータ）で異常箇所の原因確認を実施し、必要があればメーカーに品質の改善を促します。

また、コンピュータのメインCPU、モジュールカード等の交換には高度な技術を必要とし、故障時には緊急対応が必要であることから、交換手順のトレーニング等を行います。



《サイリスタ静特性試験及び試験手順研修》

ガントリークレーンの巻上、走行、横行、起伏の動力には、直流電動機が使われている機種があります。

サイリスタ静特性試験とは、交流電源を直流電源に変換するサイリスタ装置の試験方法で、運転信号（指令電圧）を模擬的に加え、サイリスタゲート信号の状態、サイリスタ電圧・電流の特性を電圧計やオシロスコープの波形を観測し、異常の有無を確認する試験で、その試験手順のトレーニングを行います。



2 - (5) 管理運営体制など

(イ) 資格取得支援

対象者は、クレーン管理事務所に配属された技術職員で、業務を遂行する上で必須の資格については、入社後2年以内に取得できるよう支援します。

対象	資格名	内 容
新入社員	クレーン運転士	吊り上げ荷重が5 t以上の天井クレーンや橋形クレーン等のクレーンを運転するための国家資格
	フォークリフト運転者	フォークリフト運転技能講習等を修了した者に与えられる国家資格
	玉掛け作業員	玉掛け技能講習及び玉掛け特別教育を修了した者に与えられる国家資格。なお、玉掛け作業とは、ロープなどの用具を用いて荷を吊り上げるための準備から玉はずしまでの一連の作業です。
	アーク溶接作業員	アーク溶接等の業務に係る特別教育を修了した者に与えられる国家資格。なお、アーク溶接とは、金属電極と被溶接物の間にアーク（火花）を発生させ、その熱を利用して溶接する方法です。
	ガス溶接作業員	ガス溶接技能講習を修了した者に与えられる国家資格で、可燃性ガス及び酸素を混合して使用するガス溶接や切断等の作業に必要な資格です。
中堅職員	第2種酸素欠乏危険作業主任者	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習等を修了した者に与えられる国家資格
	非破壊試験技術者	非破壊試験技術者資格試験に合格した者に与えられる資格で、世界的には非破壊検査の技能者/技術者の資格規定としてISO9712が定められています。 ツイストロックピン等高価な部品検査等に必要
	小型移動式クレーン運転士	小型移動式クレーン運転技能講習修了者に与えられる国家資格で、ユニック車等の操作に必要
	高所作業車運転技能講習修了証	高所作業車運転技能講習等を修了した者に与えられる国家資格
	危険物取扱者（乙種第4類）	第4石油類を取扱うことができる国家資格で、クレーンメンテナ用の油類を取り扱うことから必要
	消防設備点検資格者（1種・2種）	消防用設備等の点検を行うことができる国家資格

**オ 海事・港湾関係団体等との連携や協働について**

**(ア) 太刀浦コンテナターミナルの現場における連携の強化**

当社が太刀浦コンテナターミナル管理部門の責任者としての役割を担うことにより、ガントリークレーンや受電設備等の設備維持管理部門を含めたところのターミナルの管理全体が一元化されます。

その結果、ターミナルオペレータやコンテナ荷役会社とともに開催される荷役調整会議において、荷役機械のメンテスケジュール等も細かく調整でき、その内容が直接現場に伝わることから、荷役作業の第一線での連携が強化されるものと考えています。

**(イ) 北九州港BCPにおける関係団体との連携**

当社は、北九州港事業継続推進連絡会の一員であり、災害発生時には、緊急物資輸送の要となるフェリーターミナルにおける可動橋の点検や応急復旧、企業物流貨物輸送の要となる太刀浦コンテナターミナルのガントリークレーンの点検や応急復旧を担当します。

そのため、北九州港事業継続推進連絡会メンバー（行政7機関、関係団体・企業12機関）の窓口を把握し、連携を強化する必要があると考えています。

また、指定管理者制度の導入にともない、海上保安部や警察等関係行政機関との連絡調整業務も発生することから、これらの機関との連携強化は、港湾施設管理運営業務を円滑に推進して行く上でも必要と考えています。

**(ウ) 振興活動における協働**

当社は、北九州港振興協会の会員として、会員各社の代表とともに国内外のポートセールスミッションに参加して北九州港をPRしています。

また、北九州商工会議所海運港湾・貿易部会の委員として、北九州港の活性化のお手伝いをしています。

**(エ) 新門司マリーナにおける海事関係者との連携**

当社は、平成16年3月に解散した新門司マリーナ(株)の後を引き継ぎ、翌4月から新門司マリーナを経営しています。

新門司マリーナでは、毎年、北九州市セーリング連盟と連携してジュニアヨットスクールや新門司マリーナヨットレースを開催しており、本市の海洋スポーツや海洋レジャー振興の中心的な役割を果たしています。

**(オ) 美化活動団体との連携**

「レトロ花の会」などの美化活動団体と連携して、門司港レトロ周辺緑地や国家戦略特区に指定された臨港道路等の美化活動を推進して行きたいと考えています。

## 2 - (6) 平等利用、安全対策、危機管理体制など

### ア 施設の利用者の個人情報保護のための対策について

#### (7) 施設利用者の個人情報にはどのようなものがあるか

施設利用者に関する情報は、通常、港湾施設許可使用申請書や各種実績報告書に記載されている内容により入手することになります。

岸壁や荷さばき地、上屋等ほとんどの港湾施設の利用者は港湾関係事業者で、法人であるため個人情報保護の対象とはなりません。

しかしながら、市民利用を前提とした小型船係留施設関連情報や暴排関係情報などは個人情報に該当することから、当社の個人情報保護方針及び個人情報保護規程に基づき厳正に対処します。

#### (イ) 当社の個人情報保護方針（抜粋）

##### a 個人情報保護に関する法令等の遵守

当社は、個人情報の保護に関する法令やその他の関連する規範を遵守し、個人情報を適正に取り扱います。

##### b 個人情報の取得

当社は、適正かつ公正な手段によって、個人情報を取得します。

##### c 個人情報の利用

(a) 当社は、個人情報を、取得の際に示した利用目的の範囲内で、業務遂行上必要な限りにおいて利用いたします。

(b) 当社は、個人情報を第三者との間で共同利用し、または個人情報の取扱いを第三者に委託する場合には、当該第三者につき厳正な調査を行ったうえ、秘密を保持させるために、厳正な監督を行います。

##### d 個人情報の第三者提供

当社は、法令に定める場合を除き、個人情報を事前に本人の同意を得ることなく第三者に提供致しません。

##### e 個人情報の管理

(a) 当社は、個人情報の正確性を保ち、これを安全に管理いたします。

(b) 当社は、個人情報の紛失、破壊、改ざん及び漏洩などを防止するため、不正アクセス、コンピューターウイルス等に対する適正な情報セキュリティ対策を講じます。

(c) 当社は、個人情報を持ち出し、外部へ送信する等により漏洩させません。

##### f 組織・体制

当社は、個人情報保護管理者を選任し、個人情報の適正な管理を実施致します。

g 個人情報保護コンプライアンス・プログラムの策定・実施・維持・改善プログラムを策定し、これを当社従業員その他の関係者に周知徹底させて実施並びに維持し、継続的に改善いたします。

## 2-(6) 平等利用、安全対策、危機管理体制など

### イ 利用者が平等に利用できるような配慮について

#### (7) 港湾施設の管理運営に係る法令等基本的な事項の職員研修

当社は、港湾施設の平等利用の第一の原則は法令等基本的な事項の遵守であり、担当職員への周知徹底であると考えています。

そのため、港湾施設の管理業務に係る職員研修の一環として次の通り基本的な研修を行います。

- a 港湾法、港則法、港湾運送事業法、港湾労働法、関税法の概要
- b 北九州港の港湾区域、臨港地区、港湾隣接地域、海岸保全区域の概要
- c 港湾施設の種類や機能の概要（荷さばき施設とは、保管施設とは等）
- d 港湾施設の基本的な配置
- e 北九州港の港湾施設の現状
- f 港湾管理者の業務
- g 北九州市港湾施設管理条例の内容
- h 北九州市港湾施設管理条例施行規則の内容
- i 港湾施設運営手順書の内容
- j 業務マニュアルの内容
- k その他

#### (イ) 施設利用に係るルール化の促進

岸壁や小型船係留施設については利用者の競合が多いため、港湾施設運営手順書に先船優先の原則や競合の際の抽選等細かな内容が規定されています。

その他の施設については、「2-(1)の施設の設置目的の達成に向けた取り組み」のなかで、詳しく記載しているとおおり、許可件数の割に利用者数が少なく、ほとんどの施設利用者が固定化されているのが実情です。

とはいえ、当社のこれまでの経験や港湾施設指定管理業務仕様書記載内容を精査した結果、門司港レトロ周辺緑地や道路等を使用するイベントに係る行為の許可及び太刀浦コンテナターミナルのフラットラックコンテナ置場の利用調整についてはルール化が必要と考えています。

そのため、協定書の締結までにルール化の案を提示致します。

2-(6) 平等利用、安全対策、危機管理体制など

ウ 日常の事故防止などの安全対策や事故発生時の対応などについて

(ア) 社員の事故防止及び安全対策

部署	項目	内容
全 職 場 共 通	就業規則に基づく安全・衛生対策	○健康診断の実施、その結果に基づく就業禁止装置等 ○インフルエンザ等伝染病罹患者の就業禁止措置等
	車両管理規程に基づく安全対策	○アルコール検知器による検査、第三者の確認及び記録 ○過度の疲労、疾病者等の運転禁止等
	安全衛生管理規程及び安全衛生委員会規程に基づく安全対策	○安全衛生管理体制 総括安全衛生管理者      : 事業統括部長 総括安全衛生管理代理者: 事業統括部課長 安全衛生推進者          : 係長 ○安全衛生管理委員会による職場巡視及び改善案作成、会社として対策の実施
ク レ ー ン 管 理 事 務 所	中堅職員を対象に、労働安全衛生の専門機関が実施している専門研修に派遣	○安全衛生推進者養成講座 安全管理、安全衛生教育、作業環境管理と作業管理、健康の保持増進等 ○職長・安全衛生責任者教育 職長・安全衛生責任者の職務、作業手順の定め方等 ○危険予知活動（KYT）リーダー研修 指差し呼称演習、健康問いかけKY、新KYT基礎ラウンド法の進め方等
	日常業務における安全対策	○毎朝、朝礼後、作業班毎に当日の業務内容を確認するとともに、KY（危険予知）活動を実践 ○ガントリークレーンの点検や維持管理業務等、高所作業が多く、危険と隣り合せの作業を実施しているため、常に複数の者で、お互いの安全を確認しながら作業を進行
港 湾 管 理 事 務 所	現場巡視の際の安全対策	○車両による現場巡視は、2名以上の者が出動し、交差点等では助手席の者が声を出して安全を確認 ○危険個所の応急措置や利用者の指導等、現場対応は複数の者で対応することにより職員の安全を確保



**(イ) 港湾施設の事故防止対策**

日常業務として社員が行う巡回や点検の際に、問題になりそうな事項はないかチェックして、被害の未然防止に努めます。

また、道路や荷さばき地の陥没等、二次災害のおそれが高い箇所を発見したときは、巡回車両搭載のコーンとトラロープにより立入禁止措置を講じ、市の担当部署に早急な対応を依頼します。

**(ウ) 港湾施設の事故発生時の対応**

港湾施設内で事故等が発生した場合は、現場に急行して現場写真の撮影や状況を記録して関係部署に連絡するとともに、交通誘導等の現場対応、応援要員の配置等を行います。

また、次のとおり事故の種類ごとに異なる様式の報告書を作成して、市に報告します。

事故の種類	報告書様式
火災や車の海中転落事故等、港湾施設内での重大事故	港内事故速報
人身事故	人身事故報告書
行政財産毀損事故	行政財産毀損・滅失等報告書
油流出事故	油流出事故報告書

なお、詳細については、協定書締結までに、事故の種類ごとの対応マニュアルを作成して迅速かつ適正な処理を行います。

**(エ) 電気・機械設備の事故、災害対応**

事故や災害が発生した場合は、発生場所及び周辺を安全を確保した上で、市へ報告するとともに、応急復旧等適正な処置を講じます。

また、原因を究明するとともに、再発防止策を調査・検討します。

なお、設備事故に関しましては、後述の当社「危機管理計画」において、対策本部案件として取り扱うこととしています。



エ 防犯、防災対策や非常災害時の危機管理体制などについて

(ア) 日常の防犯・防災対策

a 港湾施設巡回業務における対応

当社の港湾施設管理事務所において、毎日、港湾施設の巡回を行います。  
巡回に際しては、港湾施設の利用状況や損傷の確認だけでなく、不審人物や不審物、不法投棄や放置車両等のチェックも行い、対応マニュアルに従い適正に処理します。

b 対応マニュアルについて

協定書の締結までに、次の業務に係るマニュアルの原案を作成し、市の了解を得た上で運用します。

業務名	主な内容
不法投棄対応業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不法投棄者の調査及び通報</li> <li>・不法投棄物の処理</li> <li>・不法投棄物処理記録票及び関係資料の作成</li> <li>・不法投棄防止対策</li> </ul>
放置自動車対応業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ナンバープレート・車体番号等の調査</li> <li>・犯罪性の有無の確認</li> <li>・警告書の貼付</li> <li>・所有者の調査</li> <li>・その他</li> </ul>

c 不審者・不審物対応

コンテナ船や大型貨物船、クルーズ船等が利用する主要港湾施設では、2001年9月の米国同時多発テロを契機に、港湾保安対策が実施され、関係者以外の立入が厳しく規制されています。

当社は、埠頭保安要員として、不審者や不審物を発見したときは保安対策担当部署に通報して、北九州港保安対策を支援します。

また、保安照明設備及び無停電装置の保守管理を通じて、北九州港保安対策の一翼を担います。

d ガントリークレーンの事故未然防止対策

当社は、過去の経験からガントリークレーンのワイヤーロープや各種電気部品の寿命を把握し、管理しています。

この経験と実績をもとに予防保全対策を講じることにより、故障を未然に防ぎ、不具合に起因する大事故の発生を防止します。

2 - (6) 平等利用、安全対策、危機管理体制など

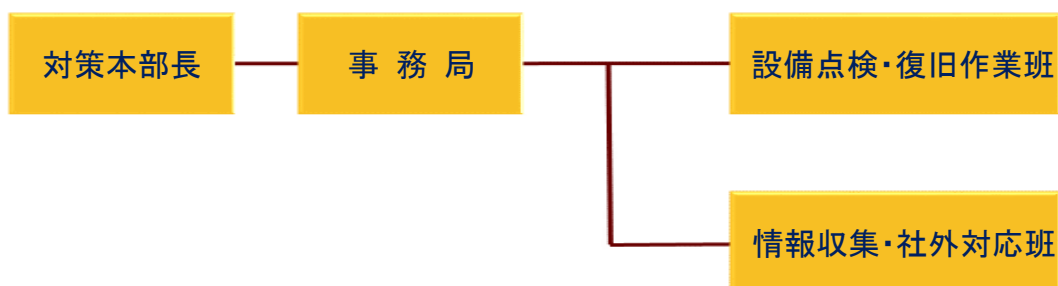
(イ) 当社の危機管理計画（災害時の危機管理体制等）

当社は、風水害や震災、設備事故等の災害発生に備えて、次のとおり危機管理計画を策定しています。

a 対策本部及び警戒本部の設置基準

区分	設置基準	
対策本部	風水害	1時間に110mmを超える記録的短時間大雨情報の発表
		土砂災害警戒情報が発表され、災害のおそれがあるとき
		台風接近時に暴風域に入るおそれがあるとき
		JEF0以上の竜巻が発生したとき
	震災	震度5以上の地震が発生したとき
		大津波警報・津波警報が発令されたとき
設備事故	設備事故の発生により甚大な被害が想定される時	
その他	代表取締役社長が必要と認めるとき	
警戒本部	風水害	暴風、大雨、洪水、高潮等の警報又は注意報が発表され、災害が発生するおそれがあるとき
		12時間後の台風進路予報で暴風警戒域に入ったとき
		有効先行降雨量が一定基準に達し、なお降雨が見込まれるとき
	震災	震度4を観測する地震が発生したとき
		津波注意報が発令されたとき
	設備事故	設備事故の発生により軽微な被害が想定される時
	その他	事業統括部課長が特に必要と認めるとき

b 対策本部体制図

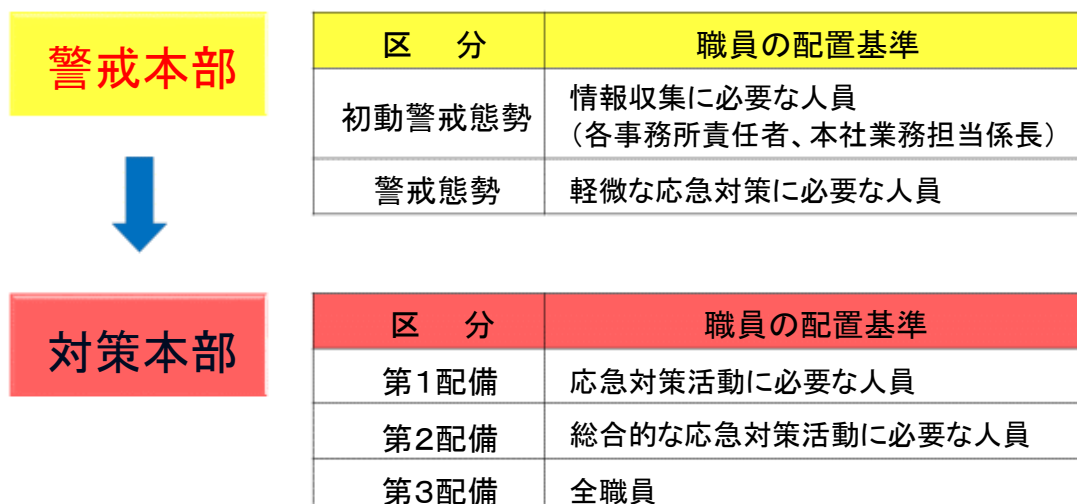


2 - (6) 平等利用、安全対策、危機管理体制など

c 対策本部の役割分担

区分	役割
対策本部長	対応方針の決定
	対策本部の統括
	優先順位の決定
	復旧計画・事業再開計画の統括
事務局	対策本部の設営と召集
	各部門からの情報収集
	対応手順の指示
	復旧計画・事業再開計画の策定
設備点検 復旧作業	各設備の被害状況の確認
	職員の臨時出勤等の手配
	復旧に伴う応援体制の手配・構築
	被災設備の点検・復旧
情報収集 社外対応	職員・職員の家族の安否情報の収集
	港湾関係行政機関への対応
	取引先等への対応
	社内システムの復旧

d 防災配備命令の種類及び職員配備の基準



2 - (6) 平等利用、安全対策、危機管理体制など

e 復旧・業務再開までのフロー

	対策本部	クレーン管理事務所	港湾施設管理事務所
被災状況の把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の被災状況の把握</li> <li>・各拠点被災状況の把握</li> <li>・車両等の被災状況把握</li> <li>・港湾空港局との連絡調整</li> <li>・ライフラインの状況確認</li> <li>・社内・全銀システムの確認</li> <li>・問合せ対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・拠点の被災状況確認</li> <li>・車両・器具・工具・備品等の被災状況確認</li> <li>・復旧活動、事業再開に向けた拠点整理</li> <li>・ライフライン状況確認</li> <li>・対策本部との連絡調整</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・拠点の被災状況確認</li> <li>・車両・備品等の被災状況確認</li> <li>・復旧活動、事業再開に向けた拠点整理</li> <li>・ライフライン状況確認</li> <li>・対策本部との連絡調整</li> </ul>
施設の点検	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員出勤体制の手配</li> <li>・外部応援体制の手配</li> <li>・代替車両等の手配</li> <li>・不足部品などの手配</li> <li>・各拠点の復旧対応</li> <li>・復旧作業の支援</li> <li>・代替施設の確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・クレーン等設備の点検</li> <li>・被災状況の確認</li> <li>・被災状況の取りまとめ</li> <li>・立入禁止等安全対策</li> <li>・応急復旧又は方法検討</li> <li>・事務所等の仮復旧</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・港湾施設の巡視</li> <li>・被災状況の確認</li> <li>・被災状況の取りまとめ</li> <li>・立入禁止等安全対策</li> <li>・事務所等の仮復旧</li> </ul>
復旧作業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・優先取組事項の決定</li> <li>・その他重要事項の決定</li> <li>・北九州港BCP支援</li> <li>・各拠点の支援</li> <li>・必要物資の調達</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の復旧作業開始 (北九州港BCP対応)</li> <li>・ライフラインの復旧</li> <li>・事務所等の本復旧</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の巡視</li> <li>・各施設の安全確認</li> <li>・ライフラインの復旧</li> <li>・事務所の本復旧</li> </ul>
業務再開	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各事業への影響予測</li> <li>・撤収後の安全確認</li> <li>・各拠点の復旧状況確認</li> <li>・対策本部の解散</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の稼働状況確認</li> <li>・通常業務再開</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の巡視</li> <li>・通常業務再開</li> </ul>

(ウ) 北九州港BCPとの連携

a 北九州港BCPにおける当社の役割

当社は、北九州港BCPの北九州港事業継続推進連絡会の一員であり、災害発生時には、緊急物資輸送の要となるフェリーターミナルにおける可動橋の点検や応急復旧、企業物流貨物輸送の要となる太刀浦コンテナターミナルのガントリークレーンの点検や応急復旧を担当します。

b 北九州港BCPの発動基準

北九州港BCPの発動基準は、当社危機管理計画における震災の際の対策本部設置基準と同様であり、発動された場合は、BCP事務局と連携しながら対応します。

2 - (6) 平等利用、安全対策、危機管理体制など

c 北九州港BCPの初動対応等

速やかに避難行動を取るとともに、それぞれの組織において職員等の安否確認、通信手段の確保、所管施設の被害状況の確認を行うこととなっています。

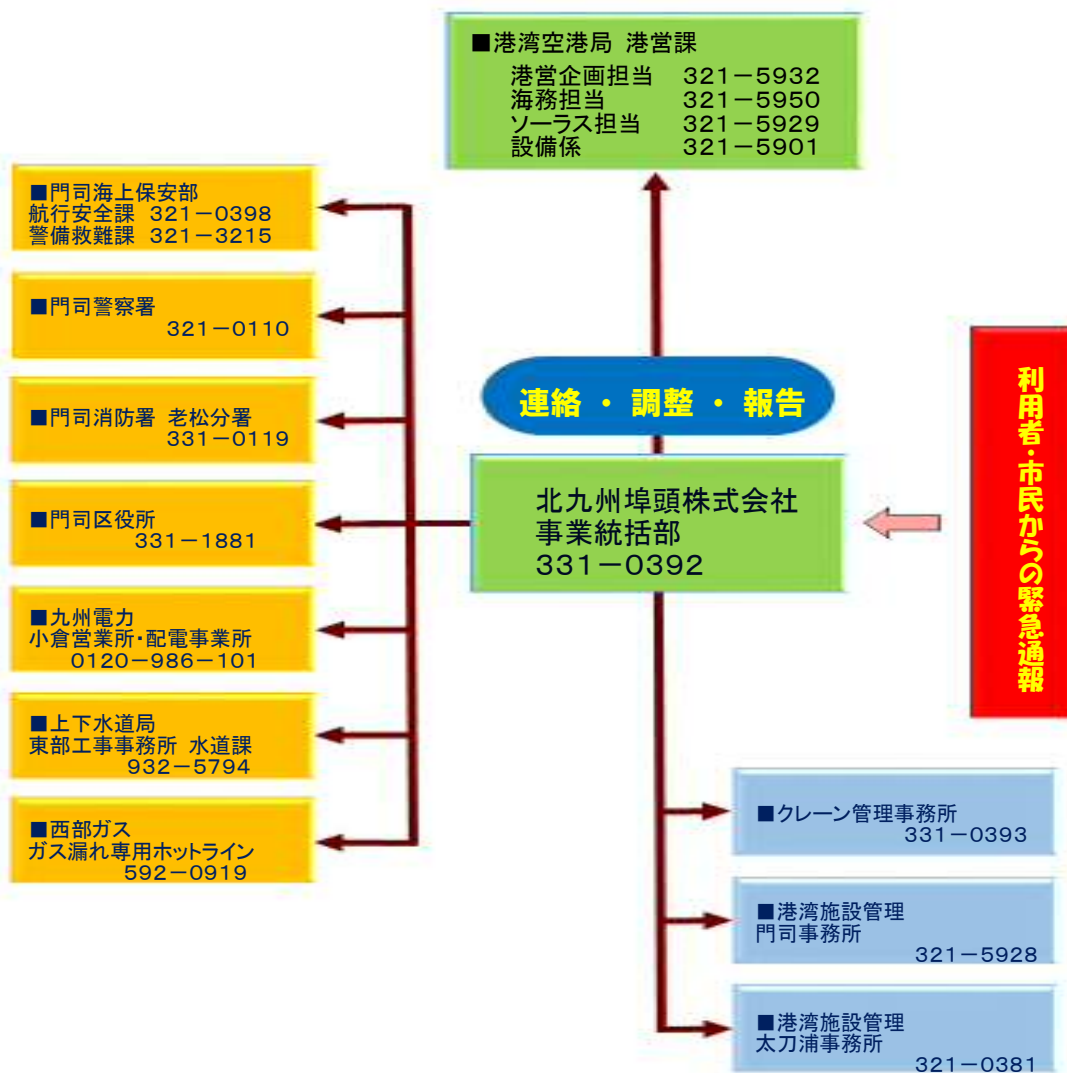
その後、緊急連絡網に基づき情報が共有され、港湾空港局、九州地方整備局等行政機関により応急復旧方策が決定されます。

d 北九州港BCP「災害時行動計画表」記載の当社の活動内容

項目	活動内容	時間軸
参集・体制設置	職員の安否確認、参集	24時間以内
	初動対応体制の構築	
施設点検	所管施設等の被災状況調査、関係者等の被災情報収集	
	被災情報及び港湾施設の使用可否状況の調査結果の集約、情報共有	
応急復旧	関係者間における作業分担等の調整	3日以内
	応急復旧活動	
	復旧活動状況の情報共有	

\*この表記載の活動内容と当社危機管理計画の「復旧・業務再開までのフロー」がリンクすることになります。

(エ) 緊急連絡体制表



【その他国関連連絡先】

名 称	電話番号
九州地方整備局北九州港湾・空港整備事務所総務課	321 - 4631
門司税関監視部管理課	050 - 3530 - 8345
門司植物防疫所	321 - 1404
動物検疫所門司支所	321 - 1116
福岡検疫所門司検疫所支所総務課	321 - 3058
福岡入国管理局北九州出張所	582 - 6915

北九州港港湾施設に関する収支計画書

【収支明細】

区 分	収 支 計 画					計	備考
	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度		
支出合計	476,100	477,214	478,446	479,670	479,992	2,391,422	
収入合計	476,100	477,214	478,446	479,670	479,992	2,391,422	

【支出見積】

区 分	支 出 計 画					計	備考
	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度		
1. 人件費	148,265	149,297	150,438	151,571	151,869	751,440	支出項目内 訳のとおり
2. 光熱水費等	99,325	99,325	99,325	99,325	99,325	496,625	支出項目内 訳のとおり
3. 施設維持 管理経費	155,850	155,850	155,850	155,850	155,850	779,250	支出項目内 訳のとおり
(1) 直執行費	68,953	68,953	68,953	68,953	68,953	344,765	
(2) 委託費	86,897	86,897	86,897	86,897	86,897	434,485	
4. その他管理 運営経費	321	321	321	321	321	1,605	支出項目内 訳のとおり
5. 一般管理費等	37,072	37,072	37,072	37,072	37,072	185,360	支出項目内 訳のとおり
小 計	440,833	441,865	443,006	444,139	444,437	2,214,280	
消費税	35,267	35,349	35,440	35,531	35,555	177,142	
合 計	476,100	477,214	478,446	479,670	479,992	2,391,422	